

第二十四回 参議院内閣委員会會議録 第二十八号

(三三三)

昭和三十一年四月十七日(火曜日)午前
十時四十六分開会

委員の異動

四月十四日委員横川信夫君、白井勇君、井村徳二君及び堀末治君辞任につき、その補欠として安井謙君、長島銀藏君、遠藤柳作君及び苦米地義三君を議長において指名した。

四月十六日委員苦米地義三君及び亀田得治君辞任につき、その補欠として青木一男君及び松浦清一君を議長において指名した。

本日委員安井謙君、永岡光治君及び廣瀬久忠君辞任につき、その補欠として植竹春彦君、亀田得治君及び田村文吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 野本 品吉君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

井上 知治君
木村篤太郎君
長島 銀藏君
田畑 金光君
松浦 清一君
豊田 雅孝君

政府委員

行政管理局 宇都宮徳馬君
行政管理局 岡部 史郎君
管理部長 山手 満男君
大蔵政務次官

大蔵省主 原 純夫君
計局次長
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。

委員の変更についてお知らせいたします。四月十四日、横川信夫君、白井勇君、井村徳二君、堀末治君が辞任せられまして、その補欠に安井謙君、長島銀藏君、遠藤柳作君、苦米地義三君が選任されました。

四月十六日、苦米地義三君、亀田得治君が辞任せられまして、その補欠に青木一男君、松浦清一君が選任せられました。

四月十七日、廣瀬久忠君、永岡光治君が辞任せられまして、その補欠に田村文吉君、亀田得治君が選任せられました。

○委員長(小柳牧衛君) 国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(宇都宮徳馬君) ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました国家行政組織法の一部を改正する法律案は、現内閣が実施しようとしている行政制度の改革の一環として議院内閣制のもとにおける行政の責任体制を明確にし、行政事務の管理を強化し、かつ、その能率を向上させるために必要な改正を行うとともに、絶えず生成発展していく行政の実情に即応する国家行政組織を定めるための基準法としての機能を十分發揮することができるよう所要の改正を加えんとするものであります。

次に法律案の内容について概略を申し上げます。

第一に、トップ・マネージメントの機構を強化する見地から、政務運営上特に必要がある省には、政務次官二人を置くことにいたしましたほか、その権限を強化して、あらかじめ大臣の命を受けて大臣不在の場合にはその職務が代行できることとしたしました。なお、政務次官二人が置かれた省においては、各政務次官の行方職務の範囲及び職務代行の順序については大臣が定めることとしたしております。

次に、事務運営上特に必要がある省には、別に法律の定めるところにより、事務次官補一人を置いて、事務次官を助けて省務の一部を総括整理させることとしたしました。

第二に、国務大臣を長官とする庁については、その重要性にかんがみ、その他の各庁と区別して、特別の取り扱いをすることとしたしました。すなわち、これらの庁には特に必要がある場合には、その所轄のもとに委員会または庁を置くことができることとし、その委員会及び庁はこれを外局に準じて取り扱うこととしたしました。次に国務大臣を長官とする庁には、特に必要がある場合には、その内部部局として部にかえて局を置くことができることとしたしました。また、これらの庁に置かれる次長の権限を明確にして、長官を助けて庁務を整理するほか、各部局及び機関の事務を監督させることとしたしました。

第三は、行政機関の内部部局についてであります。官房、局、部、課の規定については、これを段階的に整理いたしますとともに、現在暫定的に置かれていた官房または局中の部を、特に必要がある場合には恒久的にも置くように改めることとしたしました。

第四は、審議会または協議会等についてであります。そのうち臨時的なものについては政令で設置することができるといたしました。

第五は、職の設置についてであります。課及びこれに準ずる室の設置とは別に官房、局、部または委員会の事務局に特に必要がある場合において、その所掌事務の一部を総括整理する職または課の所掌に属しない事務を所掌する職を政令で設けることができることとしたしました。

なお、この改正法律の施行期日は六月一日といたしております。

以上がこの改正法律案の主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は提案理由の聴取にとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(山手満男君) ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

政府といたしましては、今後の行政制度の改革に当り、予算編成機構及びその運営の改善を重要な項目の一つとして取り上げることいたしました。その改革案として、予算関係会議の運営により閣議における予算審議を一そり円滑ならしめることとしたし、別途、財政法の一部を改正する法律案を提出し、御審議を願っているものであります。予算作成の過程における行政事務の運営等につきましても、これに即して改善をはかるべきものが

あると存じます。すなわち、大蔵省における予算作成の現状を見ますに、財政政策と金融政策の關係等、大蔵省内部の事務の調整を行つては、概算作成に際しても各省庁との間に種々折衝を要するなど、主計局の事務はきわめて複雑いたしまして、その処理に當つては局長以下の現機構をもつてしては必ずしも十分なものと申し得ないのであります。従いまして、同局に次長一名を増加し、主計局の事務全般にわたり局長を補佐させることとし、上述の予算關係事務運営の改善をはかることと、国会における予算及び予算關係諸議案の御審議に當りまして、局長を助けてその御審議に資せしめることとした次第でございます。

なお、このほか、管財局の所掌事務につきまして、若干の規定の改正を行うことといたしておりますが、旧公団等から一般会計に引き継いだ債権等については、いずれも従来同局において管理、徴収して参りましたものでありまして、この際、規定の整備をはからうとするものであります。

以上、この法律案につきまして、提案の理由と内容の概略を申し上げましたが、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいませうようお願い申し上げます。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は提案理由の聴取にとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことを認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(山手満男君) 次に、ただいま議題となりました国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

今次の行政機構の改革に伴ひまして、従来内閣総理大臣の所轄のもとにありました宿舎審議會を国設宿舎に関する事務の処理上、その事務を総轄する大蔵大臣の所轄のもとに移しますとともに、この審議會の会長を大蔵事務次官とすることとしたのでござい

ます。また、ただいま別途御審議を願つております国家公務員法の一部を改正する法律案及び近く提案することと予定しております内政省設置法案等による機構改革に伴ひまして必要な規定の整備をはかることとしたのでござい

ます。以上、この法律案につきまして提案の理由と内容の概略を申し上げましたが、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいませうようお願い申し上げます。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は提案理由の聴取にとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことを認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

○委員(小柳牧衛君) 連記を始め

をして、運賃などでそれを埋め合して
いくとか、いろいろな無理をいたした
りしました関係があつて、かえつて旅
費の総額を膨らましておるといふふ
な実情がございました。これは実際と
しては行政効率にも影響をいたします
し、その用事がない人たちが遠くの方
まで出ていくといふふなことは好ま
しくないこととございますから、で
きるだけそういうケースをなくして、
合理的に行くべきところまで行かす
といふふな処置をとつていけるよう
に仕向けていこう、こういうのがこの
案を御審議願つておる理由でござい
ます。今お話の点、いろいろ問題はそ
ういふふなことからからんで見て
いかなきゃいかんと思ひますが、日額
賃につきましては、その内容も非常に
多岐でございまして、複雑多岐でござ
いまして、私が一がいに申し上げるわ
けには参らない点も多からうと思ひま
すけれども、今後まだこの点について
はよく慎重に考慮いたしまして、も
しもやむを得ない、実情にそぐわない
といふ点があれば、よく検討をして善
処をいたしたいと思ひます。また大蔵
省がほかの省に比べて特に旅費な
どを豊富に持つておる、そういうふう
な点はないかといふお尋ねでございま
すが、私も大蔵省に参りまして日は浅
いのでございましてけれども、もし他
の省に比べて大蔵省が特に勝手にぜいた
くなことをやつておつて、非難を受け
るといふようなことじゃいけないか
ら、そういうことのないようにという
ことで、旅費のみならず、いろいろな
点について特に留意をいたし、そうい
うことの起きないようにいふことを
戒めておる実情でございましてすけれ
ども、せつかくのお示しでございませ
う、その点等につきましてはさらによ
く注意をいたしたいと思ひます。

○千葉信君 政務次官にお尋ねいた
します。これは前の委員会でも説明員に
御答弁を願つた問題ですが、今度のこ
の法律案を政府の方で提案されるに至
りましたその理由については、今、政
務次官から島村君に対して御答弁が
ありましたように、たとえばその宿
泊、日当等についてはどうも必ずしも
実情にそぐわない点が見受けられる。
実際上どういふ旅館であつても、今
この旅費規定による宿泊料なんかでは
相当これはもう常識上からも無理が
かつておることは明らかです。か
らつてそういう点を埋め合わせるため
に、実際上行かなければならぬところ
よりもつと遠くへ発令が行われてい
る。そうしてそれによつて宿泊、日当
料等の不足が救済されるという措置が
講ぜられておる。この点については、
それぞれ各宿の責任者がそういう考
慮をして発令しているといふことであ
れば、これはあなたが今言われた通り
の事態があつたろうと思ひます。し
かしそうではなくて、やはりそういうそ
の宿泊料等の不足を何とかしてカバー
しなければならぬといふような理由が
出張先を延ばすといふ理由だけじゃな
くて、場合によると実際上もつた運
賃よりも低い等級の宿に乗つて旅行を
する、そういう点が非常に多い。この
点は話し合ひすくであらうか。この
点を延長して、その発令に當つて行先
を延長しているといふような措置とは
違つて、これはどこからも認められ
ないこととす。本人の裁量といふこ
とになりましようか、あるいはまたそ
ういふ宿泊料なんかカバーするより
も、その運賃を安い宿に乗つてポケッ
トにねじ込むといふようなそういうこ
とも考えられるのです。ところが大蔵
省は、そういうふうな公務員諸君の、
やり方としてはどうも了承できない、
いわば少し品の悪いやり方を往々し
ているといふことを大蔵省では理由と
して、そうしてあなたの方では今度こ
の法律案を改正するといふ理由とされ
た。この提案理由によりまして、
国家公務員等の旅費に關する法律の規定
に定められた等級より下位の等級に
よつて鉄道旅行または水路旅行を行
うことが多岐に反し、これが唯一の理
由、そうしてもう一つの理由といふの
は、宿泊料等についてはどうも足りない
からこれは適正なものにしなければ
ならない、あとの方はいいのです。あ
との方はいいけれども、前の方の、公
務員がどうもこういう品の悪いやり方
をしていゝ実情があるといふことを大
蔵省は法律改正の理由にされているの
です。これはいゝわばあなたが初め
公務員諸君に対する侮辱なんです、こ
れは。出張先を延長したといふ各宿の
の中心といふか、また脱法行為ではあ
るけれども、ある程度了解すくでやつ
たそういう行為とは、もつた運賃を
ごまかして別な宿に乗つていゝといふ
ことは、極端な言葉で言へば、結果と
しては詐欺じやありませんか。公務員
にとつてはこういうことは侮辱です
よ。それをあなたの方ではこの法律を
出される唯一の理由にしておる。一体
こういう理由をもつて法律案を改正す
るといふ態度に出られていゝかどう
か、これが第一。それからそういう理
由をもつて法律案を改正される以上、

一体その実態は果して大蔵省が言うよ
うな実態だったのかどうか。それを証
明する事実があるのかどうか。大体で
もそういう実情があるとするれば、やは
りある程度どういふ割合でそういうこ
とが行われたといふような、そういう
根拠がなければならぬのです。この
点どうでしょうね。

○政府委員(山手瀧男君) ただいまの
お話でございましてすけれども、決して私
どもは公務員諸君を侮辱するとか何と
かいうことではなしに、まあ実際には
そういうことが相当行われていゝと見
られます。民間会社、そのほかいろ
いろな旅費等の規程などを徴しまして
も、実際には何と申しますか、この程
度の、役つきそのほかについてはこの
程度の処遇をしていゝは大体無理はな
からうといふふなことも考えまし
て、それでは何割、どういふ実例がど
うであるかと、こゝいゝお尋ねがあり
ますと、大へん困るのでございすけ
れども、まあ現在公務員がやつてい
ると思はれるようないろいろなケースな
どを考えまして、ほぼ無理のない線
であらう。現在民間において行われて
る例等もいろいろ考え合はしてみて無
理がない線であらう。こゝいゝことで
この法案を出した次第でございす。

○千葉信君 都合のいいときには民間
の実情はこゝだとか、民間の実態はこ
うだといふので法律の改正をされる。
都合の悪い、このたとえば給手の関係
なんかは山手さんも御承知の通り、民
間の給手が公務員の給手よりずっと
いゝんです。そういう場合にはネコバ
バをきめこんでいゝ、そういう不親切
なやり方はないじやないですか。しか
も今私に聞かれてあなたはあらためて

今度は、民間の旅費の支給の状態がこ
うだからその民間の状態に近づけると
か、それと均衡のとれた措置をとると
いゝことを今言われた、それが提案理
由のどこにありますが。あなたが今さ
つて提案理由とされたのは、私が今さ
つて読み上げた実態は旅費をごまかし
て出張している、だからこれを実態に合
わしていゝ、これじゃありませんか。今
の答弁だとすると、この提案理由の説
明と食い違ひますよ、この点はどう
ですか。

○政府委員(山手瀧男君) 書いてない
ものでございすから、そういうこと
も考えたといふことを今申し上げたわ
けでございす。もちろん公務員の
出張等における実情等もいろいろ勘案
をして、特にこゝいゝした方が実情に即
しておつて合理的であらうといふこと
で提案をいたした次第でございす。

○千葉信君 さあその勘案が果して実
情に合つた勘案をしたのかどうかとい
うのが問題になるわけ。あなたの
方ではあくまでも勘案だと言ひ。資料が
あるかといふと資料はないと言ひ。大
体そういう状態であらうと言ひ。結果
からいゝば腹だめじやありませんか。
大体この程度だろ、大体六級職以
下、民間でもたぶんこのぐらい、この
程度の根拠じやありませんか。それ
じや私はやはり法律を改正する場合の
心がまえとして、態度としては私は少
し穏やかでないと思ひます。

○政府委員(山手瀧男君) 六級以下は
こゝいゝだといゝお話をございしまし
たが、御承知のようにまあ大学を出
してから二年ぐらゐいた人が七級で
ございす。それから新卒といゝま
すか、高等学校を新に卒業した人なら

八年ないし十年というような線でございます。いまして、まあ大学を出て二年くらいした人が一応のめどになっていくことは、公務員あるいは民間会社といえどもみんな常識的にその辺で二等に乗るとか乗らんとかいう線が引かれて、常識的に間違いはほほあるまいというところまでこの線を出したわけでございます。

○千葉信君 じゃその民間の場合とこれと均衡がとれるかどうかというものが、これはこれから審議をしていけば出てくるのです。その大学出て何年で七級になるとか、新卒が何年たてば幾らになるとかということについては、私もこれは御容弁いただきたくてもわかっております。私のお尋ねしたいのは、そういう民間の事情が、あなたの方の都合のいい調査の資料を今度は出してこられて、そしてこれによってあなたの方でこの法律案がほぼ妥当なものだという見解をとろうとした。私どもの方はこれに反駁する資料を持っており、必ず反駁する。あなたの方では都合のいい資料を出している。これはあとでこの法律案を審議をしていくわけですから、それはそれでいいとして、どうですか、ずっとやりますか。

○委員長(小柳牧衛君) 速記をとめて下さい。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて下さい。

○千葉信君 次に、それじゃ責任者がいなくなつたから事務的なことになるのでございませうけれども、この間の、私がちやうど一日欠席しました委員会の質疑応答、それから私が質疑をいたしました質疑答弁の内容について問題が

起つてきているのですが、それはどういふことかという、今度の場合の、旅費に関する予算というものは、一般会計では百九億八千七百万円、それから特別会計では三十四億四千五百万円、こうなつていて、この際問題となる一般会計の方の普通旅費は六十億、それからその六十億の、そのうちに含まれる運賃、これは陸上、水上も含んで、それが二十五億と、それから宿泊、日当その他の関係が三十五億、こうなつております。その通りですか。

○政府委員(原純夫君) その通りであります。

○千葉信君 そうしてこういふ説明が行われておる。このうち鉄道賃引き下げて四割五分減、それから日当宿泊引き上げて三割増、差し引き一割五分節減となるが、ちやうど私はこの答弁が行われたときに、申しわけなかつたけれども、所用があつて他に旅行しておりました。その後委員会でも質疑応答がすらすら通つておるのです。私はこれはだれが考えても常識上こういふ数字は出るはずがないと思つたのです。どうしてかという、片一方は三割ふやしたのだ、だから差し引き一割五分だけ節減になつた。まあこの分については、その後旅費の方でどうする、こうするといふまあ答弁で、これは誤りでしょ、どうですか。

○政府委員(原純夫君) その際私おりましたので、つまびらかにいたしません、ただいまおっしゃつたやうなことでしたら、それは何か言い間違ひではなかつたかと思ひます。鉄道賃の方で四割五分減でしたが、それは鉄道賃の四割五分でありまして、それ

の減と、それから日当宿泊料の方で三割ふやしたその増とは、元額がそれぞれお話のように違つておりますので、その違つた元額にかける、つまり鉄道賃の方は、もう千葉先生御計算しておわかりでしょうが、鉄道賃の方は二十五億に四割五分かけると約十一億、日当宿泊の方は三十五億の元額に三割かけると約十億見当というやうな計算になりますので、大体先ほど政務次官が申し上げました通り、とんとんというよりなことに大体なつてくると思ひます。

○千葉信君 まあおっしゃる通り、前の答弁は誤りでですね。大体のめどとしてはあまり食い違つていないけれども、答弁の筋としては、四割五分と三割だからこれは一割五分の余剰が出てくるのだという答弁なんかは、これは少し輕率だと思つたのですが、まあしかしそれはそれとして、ここで問題になつてきますことは、今回、たとえば一等を二等に引き下げると、それから二等を三等に引き下げたというこの影響はですね、どうせすこぶる近距離で、遠くになんかは行つていない職員、特に五級、六級もしくは四級、三級という、まあ三級は別ですが、四、五、六という下級の二等運賃を下げたことによつて生ずる影響はですね、近距離の出張しかどうせやつていないんだから、そんなものを下げたつて大きな不利益は出てこないのだ、こういう答弁だつたんです。で、まあ私もあなたの方から資料をもらつてないから、そ

ういへばそうかなというところにそのときはなつたわけですが、あとでこういふふうになつて、数字がはつきり出てきてみて、近距離でやつていられるかどう

かは知らんけれども、しかし予算額としては明らかに四割五分もこれでもつて節減できた、減つていける。こういうことになると、運賃を下げられたというところによつて生ずる不利益というものは非常に大きいと思ふ。この点は前の答弁と食い違つておりますが、あなたの方ではそういう大きな不利益を及ぼしておるというのを認めますか。

○政府委員(原純夫君) この四割五分程度の減が鉄道賃においてあるというこれは見込みでありますから、かなり慎重にやらなければいけません問題、おっしゃる通りでございます。いろいろこの階級別の旅費の配分と申しませんが、考え、推定してやつたわけでありまして、結果において四割五分という数字が出て参つたわけでありまして、一方、この下級の職員が近距離の出張が多いということも、先ほど申し上げておる点とかも合ひでございますが、下級の職員、回数が多い下級の職員が近距離に出張するといふことは、やはり趨勢として事実でございますが、一方でこの長距離になりますと、鉄道賃においては長距離になりますと、たとえば東京から関西、中国といふことになりまして、近県に行くのに比べて非常に額が多くなります。そしてまあこれは終戦後、非常に率直に申し上げれば、この旅費が給与的な機能を果たしたという時期が相当ございます。今でもその影響は残つていないとは申せませんが、まあかなりこの昔の構成、あるいはちやうどと考へてあまりに遠くには行かんだらうという構成に比べると、やはり相当遠い出張があるといふやうなこともございます。それらがかりまましてこういふやうな数字になつ

てきております。で、ただいま申し上げておることは、下級者は近距離といふやうな何と矛盾があるやうであります。一方同時にそういうことがやはり事実あるんでございませう。これはこれも考へていただきますと、まあ申し上げておるものがさうかといふふうにお考へいただけるのではないかと恐ろしいのですが、大へん抽象的なことで恐ろしいのですが、さういふやうにお答へ申し上げます。

○島村重次君 関連して。ここに表が出ておりますが、これは次長でおわかりにならぬかもしれませんが、一六級職員の旅費額調といつて、東京から大阪まで出ておるのですが、これがたとへば九州の鹿児島へ行くといふやうな場合に対しての実例は、そこに計算されたものがあつたらあつてどうですか……。

○政府委員(原純夫君) 東京から熊本までの例がございまして、申し上げますと……。

○島村重次君 総額でよろしい。

○政府委員(原純夫君) 総額、これはAプラスBの欄でよろしくございませう。

○島村重次君 現在がたとへば大阪の場合は一萬二千八百二十円を改訂で一萬四千四百四十と、こうなつていける。熊本の場合も総額何になつていけるか。

○政府委員(原純夫君) 熊本の場合も現在が一萬六千五百円、それから改訂一萬二千五百円といふやうになつております。

○千葉信君 今の答弁でまた問題が出てきておるんですが、次長、何しろ今までの例については、これは給与的な意味も含まれていられるといふやうに御

答弁ですが、これは一体どういう意味でしようか。つまり一般会計の中に含まれている旅費というのは百九億八千万円です。本年度は、一般会計全部でたったこれだけ。一体百九億の旅費予算の中から、実際に公務員が出張発令されて、旅費としてその実費が償程度ですから、これは何ぼ大蔵省が考えているように、ある程度その運賃をこまかしたとか、安い木賃宿に泊るとか、食うものも食わないでその旅費を余す、そういうこともあるいはあるかも知れぬけれども、おそろくあなたの方ではそれをさして言われるだろうけれども、こんな百九億くらいの一般会計の中に含まれている旅費の予算の中から、公務員の給与に該当するようない意味を含んだ旅費が支給されているというような考え方は、ちよつとピンとが狂つてやしませんか。給与としての意味を含めても、しかも四苦八苦してある程度余すものがあるかもしれない、あなたの方ではおそろくそれをさされていられるでしょう。

○政府委員(原純夫君) 給与的な意味を制度化しているというふうに申し上げたものではございませんで、決して旅費が給与の意味を持つてはいけなないと思ひます。旅費は実費を支弁するものだと思ひます。制度も表向きはそういう建前で作られていくわけでございます。ただ、今回の改正案でお願いいたしてありますように、日当、宿泊料は、実情と比べるとどうも定額が安過ぎるが、鉄道賃の方は実情と申しますか、妥当な線というものをいろいろ考へてみますと、どうも逆な事情があるというようないやうな面があるわけでございます。その結果、まあ妥当

なものとは比べて割高な面の消費が多くなると申しますか、そして割安に定額が定められてある面の消費が少くなるというようないやうな傾向が出て、給与的なにおいがするということでありまして、制度として給与の一部をどうするといふやうな気持は毛頭持つておりません次第でございます。

○千葉信君 私の前で言っているのは、こういう程度の総額の関係からいって、公務員が給与が非常に安いことははつきりしてはいますが、何とかしなければならぬことははつきりしてあります。しかしそれだからといって、大蔵省がこの程度の総額にしておいて、そこでこの中から若干でも給与に該当するやうな意味合いの支給がこれで行われておる、支給されたもの、実際上そういう格好で支給を受けているなんという、その考え方が私は大蔵省としてはとるべきじゃないと思ひます。が、そういう点は。

○政府委員(原純夫君) 決してそういうものがあるから、それを切ろうというやうな気持で申しているのではございません。私どもとしましては、あらゆる経費につきまして、経費の効率を最高度に高めるようにすべきであらうという一心から申し上げているのでございまして、やはりこの旅費につきましても、いわば緊密に仕事をびたりと合つたやうな使用になるやうにという気持で申し上げている次第でございます。一つ御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 私がこの点を執拗に追及しようとするのは、さつきもあなたがそこで政務次官と私の質疑応答を聞いておつて、大蔵省の今回の提案の理

由が理由だから私はこれは問題にしなければならぬ。この間あなたの方の給与課長は、この点は間違ひでございましてというはつきりした釈明をそこで行なつておられるのですが、まだその問題については政務次官との間にはつきりしたところがないままあなたの方のこころへ質疑応答が移つたわけですから、従つてあなたの方の、この大蔵省の今回の提案の理由については、これは撤回することが至当だとお考えになられるかどうか。それがなければ、やはりわれわれとしては、こういう事実が大蔵省であつたといふやうな認識のもとにこの法律案も出されているのですから、そうすると、一体そのこまかした旅費はどこに使つておられるか。大蔵省の方はこれは給与的な意味を持つていて、という格好であるいは見のがしてきたということになるわけですから、問題になるわけですよ。どうですか、この提案について……

○政府委員(原純夫君) 提案理由で、下位の等級によつて旅行を行うことが多いいという点についての御指摘なんだろうと思ひますが、この点につきましては、まことに言葉が足りませんで申しわけないと思ひますが、むしろ先ほどから政務次官から申されましたやうに、常識的な実態と申しますが、あるべき線を尋ねてこういう結論を得ましたといふやうにお願ひしておるわけなんです。まあここに書いてありますのは、むしろ裏の方のことでございます。大へん言葉が足りないなかつたという意味で、むしろこれをあつべき線を尋ねればこういふことになるというやうに御了解いただいたらいけつこうだと思ひます。給与という面

も、決してそういう削ろうとか何とかという気持じゃなくて、旅費が旅費として最も効率を上げるやうにしたいのだきたいといふつもりで申しておりますので、どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 言葉が足らなかつたといふのは、実に往々生ずる悪い釈明です。これはあとでまた政務次官に質疑をやりますが、その次に今度の法律案の実体の中へ入つてゆきたいと思ひますが、たとえば内閣総理大臣、あるいは十四級以上の職にある者が一等車または一等船室を利用する場合とか、こういう場合には支給するという今度の法律案の改正ですが、一体なぜこういうところまで、この場合には実態に依つてやるのだという規定をわざわざ設けたのか。私はこの点については、今度の改正法案の第四十六條の二項によつて、この点についてもある程度救済ができるのじゃないかと思ひます。が、大蔵省ではその点に対してどうお考えになつたのですか。

○政府委員(原純夫君) 第四十六條の二項にお願ひしておりますこの協議によりまして特別の定めで、まあ全然論理的にできないとも申せないわけでありますが、これはもつとやはり若干ケースの多い場合に考へて、しかも大体包括的に協議しておけばいいというやうなことで、ただいまお話の例外的に一等車を利用する場合に認めるということにつきましては、一々その場合に協議を受けるといふことになりまして、非常に煩瑣でもございまして、むしろ法律でお認めを願つておいて、このクラスの人には実際に使う場合にはそれによつていふやうにしたいと考へた次第でございます。

○千葉信君 この四十六條の二項といふのは、これは一々その場合に大蔵大臣が協議をするという煩瑣なやり方をとるといふ御見解ですか、そうじゃないでしよう。

○政府委員(原純夫君) 第四十六條の二項は、要するに旅費につきまして特殊な、特別の事情があつて、一般原則によりがたいといふことがある、その場合には大蔵大臣に協議をしていただく、そうして特別な事情に合うやうなことにしたいといふ、いわば何と申しますか、すべての場合に通ずる特例に備へるための規定でございます。長期滞在の場合に下げなければならぬ、割引しなければならぬといふやうなものが、その環境によつて特別に下げないでいきたいといふやうなケースもありましようし、まあただいま例の出ている等級との関係、一等の問題についていひましても、秘書官なり……例であります。が、何なり特別に随行の関係で一等に乗りなればならぬ、十四級以上ではないといふやうな場合もあろうと思ひます。すべてそういう場合には協議をしていただく、それから第十六條に出ておられます方は、かなり型がきまり、一般規定として規定できまうので、これはこういう条件でお認めを願つておいてよろしいのではないかと申ひたいやうに考へたわけでありまして。

○千葉信君 どうも今の説明だけでは特にこのやうな条文を設けなければならなかつた理由としては少し根拠が薄弱だと思ひますが……

○島村重次君 関連して。今の十六條とそれから四十六條との関係は、従来の旧規定の第三項では「特別の事情のため困難である場合には、各庁の長が

大蔵大臣に協議して定める」云々とありますが、それはこの旧規定の方が実情に合うという事じゃないのですか。たとえば今度の改正案で六級と七級とで分けた、運賃の場合に分けたと、しかし特別の事情がある場合には別に大蔵大臣と協議して三等になつても、なるかなんは別として、三等の場合でも二等に乗れば二等でやつてもいいと、こゝろにこの旧規定の十六条は適用があるものだと、こゝろ見られると思うのですが、今度の規定ではそれとて、そういう融通性のあるものがなくなつたといふことになりませんかといふことを一つと、それから四十六条の「旅費の調整」という難則の規定との関係はどうなりますかね。私も不勉強ですが、この関係を一つはつきり教えていただきたい。

○政府委員(原純夫君) 旧規定の十六条の三項は、特別の事情のある場合に、運賃及び急行料金について特例を協議をするという規定でございます。それは今回はなくしまして、そうしてこの四十六条第二項の方に、運賃及び急行料金に限らずと広く特例を協議してきめ得るというふうにしてありますので、融通性は前よりも決して狭くはないといふふうにお考え願いたいと存ずるわけでございます。

○島村軍次君 そうしますと、端的に実例でお聞きしたいと思いますが、今度の新規則の四十六条の第二項によつて運賃及び急行料金についてと限定せずして、たとえば旅費、宿泊料、日当等においても実費がたかさん要るといふような場合には大蔵大臣に協議して、この新規定の第二項を適用して幅を持たしたと、こゝろにこゝろに了解してよろしいですか。

○政府委員(原純夫君) その通りでございます。もちろん特別の事情が必要でありますから、そういう特別の事情が立証されることが必要であります。いろいろな環境において旅行が行われまふので、そういう場合にはこの特別な事情に應ずるやうにやれるやうにしたいといふ考えでございます。従いまして、従来の十六条の第三項よりも広い範囲でこの特別の事情に應じ得る態勢をここに備えたいといふのでお願いしておるわけであります。

○島村軍次君 そうしますと、一応のワケははめた、しかし会社等におきましては、実費の意味で特に多額を要するやうな場合には、その事情をどういふところへ置くかといふことはなかなかむづかしい問題でありまして、が、実費の意味で、この四十六条の規定で従来の不合理なり実際に合わないところを広く是正し得るという積極的なお考えをもつて改正された、こゝろにこゝろに見てよろしいのでございますか。

○政府委員(原純夫君) 非常に目の前の例で、あまり適例かどうか存じませんが、たとえば今度ソ連に漁業交渉に行かれるといふ場合には、外国旅行の日当、宿泊料でございますね。一定額といふものはきまつておるわけでございます。これをにわかに動かさないうちに現在になつておるのでございしますが、やはりソ連の為替相場というものが、非常に為替について、自由経済に立つております国と比べて実勢と非常に違つておるわけでございます。端的に申しますと、為替相場に向うのルーブルを買いましたその額では、なかなか所要の日当、宿泊費では非常に不十分

であるといふやうな状態が起るわけでございます。そういうやうな場合にこゝろに規定がありますれば、これはやはり特例としてその際はしかるべく配慮するといふふうにした方がよろしいと思つてございしますが、そういうことが今度ではできるといふやうなことになりましたわけでございます。類似のケースがいろいろあるわけでございますが、そういうやうなわけで、今までは一般にそういう点に窮屈な点と申しますが、やはり実情に合うやうに何したいと思つたやうな点がございしますので、お願いしておる次第でございます。

○千葉信君 今の答弁によつても四十六条の二項は相当広範な場合を予想されておると思つております。今のおつしやつた条件は外国旅行という特例ですが、外国旅行の場合にはやつぱりそういう特例がたかさんあると思つております。特に今回の改正案によると、内閣総理大臣または十四級以上の職務にある者が一等に乗つた場合一等の運賃を支払い、あるいはまた座席をとつたときにはその座席に対する運賃を払ふんだ、こゝろに規定も別にある。しかし一方では全部も一等をやめて二等なんだといふことをきめておるんです。それから二等はやめて今度は三等だといふふうに一律にきめておるんですから、そういう条文のあるところへことさらにまた特例としての条文を設ける、しかもその特例も実際にそれを「利用した場合」といふ、そういうことを法律の条文に書き込む、こんなことをするよりも、四十六条の二項の解釈の仕方によつて、そこでできるんじゃないか。そうすれば法律の体系と

しては、これは一等、これは二等、これは三等といふふうにはつきりと區別してあるのだから、その条文をそのまま生かしておいて、そうして今度の特例としては、何も大臣が一等に乗つた場合には一等をやめるとか、座席にすわつた場合には座席賃を払ふんだといふことをまた一項設けなくても、私はこの四十六条の二項で今のやうな特例を含んでその点は処理できるんじゃないか。やつぱり問題は旅費関係でもそうだし、給手の関係でもそうだが、できるだけ公平なやり方をするとこゝろにこゝろに望ましいのです。これは公平にやるというところは、給手の係はかりじやなくて、旅費の関係の場合にも、実費弁償とはいひながら、ある程度の差は設けておるのですから、その差はできるだけ極端な格好にならないうやうな公平な原則はこの際もやつぱり考慮する必要がある。いわんや立法の場合にはなるべくそういう公平の原則を尊重するといふ建前において法律を扱わなければならぬ。

だから特例の場合には、せつかく何等々ときめておいたものを、この場合には内閣総理大臣だけはどうする、十四級以上の者はどうするといふやうな一項をことさらに起して、法律の体系の中に不均衡な印象、不公平な結果を起すやうな格好をとらないやうに、今の解釈の、答弁からいきまして、四十六条の二項でこれも十分に処理できると私は思ふのです。あなたの答弁を聞いていても、どうも四十六条の二項にこれは該当しないで、別にしたといふ答弁にはならないと思つております。その点どうですかね。

○政府委員(原純夫君) 四十六条の第二項は、ここにありますやうに「特別の事情により」云々といふ条文が付いておりまして、そこで十六条の方にあります一等車を利用した場合の支給の規定の方、もちろんこれも常にやるならば利用する場合と言わないでもいいわけですが、四十六条に比べまして、こちらの方は非常に特別な事情といふのでなくとも、こゝろにクラスの人が実際に使つた場合には支給してよろう。もちろんそこは良識の問題でありまして、こゝろにこゝろに一等に乗るかといふやうな考えで運用されるものとは考えない前提でこの規定を置いておるわけでございますが、一々それを特別の事情であるといふことによつて、四十六条の協議にかからしめるといふことでなく、むしろ一般的に条文の中に明記して御承認願つておいてよろしいことではないかといふふうに思ひましたので、こゝろにこゝろに原案でお願いしておるわけでございます。つまり、この辺のところは何と申しますか、すべて二等であるべきなんだといふのでなく、一等の走つておるとこゝろで一等に乗る要件が相当にあるといふふうにお考えおるわけでございます。ただ非常に、御承知のやうに一等の区間といふものは少いわけでありまして、全体の旅費のバランスの上において、非常に何と申しますか、量的には少い。しかもまあそれに乗つた場合、それはしかるべき事情があつて乗るわけでありまして、こゝろにこゝろに一般的に御承認を願つておいてよろうといふ趣旨でこゝろに入れておるやうな次第でございます。

○千葉信君

これが問題になるのは、私は法律の条文とか形式の關係だけじゃないと思うのです。もう一つ問題がある。それはどういふ点かというのと、六級職以下は今年三等にするのだ、こういう措置がある。明らかに六級職以下の職員に対しては不利なんです。しかしこれを納得させるために七級以上の職員は全部、だれであらうと二等に乗るんだぞ、こういう案を出している。七級職以上が全部二等に乗るんだから、六級職以下が三等に乗って何もおかしくないじゃないか、こういう一つの考えが私はすこぶる好ましくない考え方だと思ふのです。そういう考え方に立つて今度の法律の改正が提案されている。いいですか。ですから六級職以下の職員の場合には、七級職以上の職員はだれであらうとみんな二等に乗るんだから、大体六級職以下の職員は三等に乗ってもそんなに不公平じゃない、一方乗った場合には支給することが出来る。利用した場合には座席券の料金は支払うという建前を、せつかくその二等と三等という格好に規制したところへばかると持つてきた。この点は、私はその点も法律の体系の關係からいふとまずいと思ふのです。あなたの方ではそういう考えで特別に二等、三等というものを規制したところには触れないで、そうして今度は三十四条の改正の中で今回総理大臣をどうするか、座席券はどうするかという格好で設けておいて、これだとします。私はこの法律の提案の趣旨は承服できない考え方が根本的に含まれているというふうに考えざるを得ないので、どうでしょう。

○政府委員(原純夫君)

私どもの今回の御提案申し上げました気持は、大きな筋は、たゞたびたび上げます通り、鉄道運賃の等級は、クラス別にどういふものであるべきかというのを虚心たんかんに、いろいろな民間のやり方その他を尋ね、虚心たんかんに考えまして、これが妥当であらうという線を考えたわけでありまして、もちろんこの下の方、六級以下を下げるとしたら上の方、六級以上という気分ももちろんあるわけでありまして、この六級以下を三等にするのだから、上は全部二等だというまでの何と申しますか、考え方は、やはり実情に応じて、これは常識的に要するであらうという需要に對してはそれはみれるというふうに考えまして、そうしてこの級も十四級以上というところにしほつて、一等は、これで十四級以上が全部一等に乗るといふふうには考えておりません。特別にその必要がある場合にやはり乗られるものと思ひます。が、それは一般の規定として承認を願つておいてもいい事柄ではなからうかと思つておりますので、要は、要するに常識的にこの線だろという線を虚心たんかんに研究し、判定しまして、御提案申し上げておる次第でございます。

○千葉信君

政府の方では第十三回国会の場合に、旅費規程を改正して、その場合には、国内の経済事情が相当変化してあるのという理由である程度旅費を引き上げております。この理由に、それから同じような根拠となつた経済事情等については、やはり第十三回国会におけると同じように、今回もまたこういう事情ではつきり旅費規程を改正しなければならぬという段階

○千葉信君

は今回の旅費規程の改正によつて非常に不利な、四級ないし六級の職員に對しては不利な扱いをされておる。それを了承させる手として、表面上はこれは二等と三等ばかりなんだ、こういつて改正しておる。だからそんなら、何もその法律の条文の中で、特に乗った場合にはやるとかやらないとか、そんな規定をおかないで、解釈のしようで、あなたは特別な事情とか何とかいつておるけれども、それだつて特別な事情のうちに、総理大臣とかあるいは大臣とかあるいは次官、そういう諸君も特別な事情、こういう格好で解釈すればできるし、四十六条で解釈できる事由じゃないか。それをわざわざこへ入れなければならなかつた理由が、今の説明ではどうもわれわれとしてはすつきりしない、こういうことになるのです。

○政府委員(原純夫君)

四十六条でたてば御協議願うといふ場合があります。實際問題としてここに、今回何が大阪へ行く、こういうわけだからこういうふうには御協議願うというのでは、ちよつと何と申しますか、事柄の實際に考へて、手続があまりに煩瑣だといふ感じがいたします。といふことは、それでは大蔵大臣は包括的にこの十四級以上は、乗った場合はやつてよろしいといふ協議に應ずるかといふことになりまして、それは特別な事情といふ四十六条の規定がございまして、むしろ包括的に協議に應ずるといふやうなことがなれば、むしろやはりつきりと条文に出して御協議願う、御承認願つておいた方がいゝのじゃないか、こういう考えで出しましたように次第でございます。

○千葉信君

ちよつと内閣委員会に關係のある問題で用事がありますから、休憩してもらいたいと思ひますが……。

○委員長(小柳牧衛君)

それでは暫時休憩いたします。

午後零時八分休憩
〔休憩後開会に至らなかった。〕
四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共企業体職員等共済組合法案
(田中啓二君外二十九名発議)

公共企業体職員等共済組合法案
公共企業体職員等共済組合法案
公共企業体職員等共済組合法案

第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 運営審議会(第十条―第十一條)
第三章 組合員(第十二條―第十五條)

第四章 給付
第一節 通則(第十六條―第三十條)
第二節 短期給付(第三十一條―第四十七條)
第三節 長期給付(第四十八條―第六十二條)

第五章 福祉事業(第六十三條)
第六章 掛金及び負担金(第六十四條―第六十六條)
第七章 審査会(第六十七條―第七十一條)

第八章 会計(第七十二條―第七十六條)
第九章 雑則(第七十七條―第八十七條)
第十章 罰則(第八十八條―第九十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共企業体の職員等の福祉厚生を図るため、公共企業体の職員等の共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて公共企業体の円滑な企業経営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共企業体」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 日本専売公社
- 二 日本国有鉄道
- 三 日本電信電話公社

2 この法律において「総裁」、「副総裁」、「理事」、「役員」及び「職員」とは、それぞれ日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)に規定する総裁、副総裁、理事、役員及び職員をいう。

(組合の設置、名称等)

第三条 各公共企業体ごとに、それぞれ共済組合(以下「組合」という。)を設け、日本専売公社に設けられるものを専売共済組合、日本国有鉄道に設けられるものを国鉄共済組合、日本電信電話公社に設けられるものを日本電信電話公社共済組合と称する。

2 組合は、法人とする。

(組合の管理)

第四条 総裁は、組合を代表し、組合の業務を執行する。

2 副総裁は、総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

3 理事は、総裁及び副総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

第五条 総裁は、組合員のうちから、組合の業務の一部に關し一切の裁判又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第六条 総裁は、組合の業務を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。

2 前項の運営規則は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3 運営規則には、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 組合員に關する事項
- 二 掛金に關する事項
- 三 資産の管理その他財務に關する事項
- 四 運営審議会及び審査会に關する事項
- 五 組合の業務を執行する権限の一部を委任する場合に關しては、その委任に關する事項
- 六 その他組合の業務執行に關して必要な事項

(組合の住所)

第七条 組合は、主たる事務所を東京部に置く。

2 組合は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(非課税)

第八条 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

第九条 組合又はこの法律に基いて給付を受けるべき者は、その行ふ給付又はその受ける給付に關し必要な範囲内において、国、市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百八十一条第一項の特別区にあつては、区長)又はその代理者に対し、無料で証明を求めることができ。

第二章 運営審議会

(運営審議会)

第十条 組合の業務の適正な運営を図るため、組合に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、十人以内の委員をもつて組織する。

3 委員は、組合員のうちから、総裁が任命する。

4 総裁は、前項の規定により委員を任命する場合においては、一部の者の利益に偏することのないよう、相當の注意を払わなければならない。

第十一条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。

- 一 運営規則のうち第六条第三項第一号から第四号までに掲げる

事項に關する部分の制定及び改廃

二 組合の毎事業年度の予算及び決算

三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

2 前項に定める事項のほか、運営審議会は、総裁の諮問に應じて組合の業務に關する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき総裁に建議することができる。

第三章 組合員

(役員)

第十二条 役員及び職員(臨時に使用される者を除く。以下同じ)(以下「役員」という。)は、すべて組合員とする。

2 役員となつた者は、役員となつた日から組合員の資格を取得する。

(役員以外の者)

第十三条 役員以外の公共企業体に使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものは、運営規則の定めるところにより、組合員となる。

(組合員の資格の喪失)

第十四条 組合員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 役員及び前条の規定による運営規則の定める者でなくなつたとき。

(組合員期間)

第十五条 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

第四章 給付

第一節 通則

(組合員の給付)

第十六条 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の病氣、負傷、分娩、死亡、災害若しくは休業又は被扶養者の病氣、負傷、分娩若しくは死亡に關し第二節に規定する短期給付を、組合員の退職(第十四条第二号に規定する事由をいう。以下同じ)、廃疾又は死亡に關し第三節に規定する長期給付を行ふ。

(給付額の算定方法)

第十七条 給付額の算定の基準となるべき俸給は、給付事由が発生した当時(給付事由が退職後に発生したものに於ては、退職当時)の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給とし、その十二倍に相當する金額をもつて俸給年額、その三十分の一(第三十一条第十一号から第十三号までに掲げる給付にあつては、二十五分の一)に相當する金額をもつて俸給日額とする。

2 給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめらる。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第十八条 遺族年金及び遺族一時金以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、

第二十五条から第二十七条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 遺族年金及び遺族一時金を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族が死亡した場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支払を受けたかつたものがあるときは、第二十五条から第二十七条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)
第十九条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係るものを除く)又はその者の遺族に支給すべき給付金(埋葬料に係るものを除く)があり、かつ、その者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(給付の制限)
第二十条 この法律に基く給付を受けるべき者が故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときも、同様とする。

第二十一条 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が正当な理由がなく療養に関する指

揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失により事故を生じさせたときは、その者に係る短期給付又は長期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十二条 組合は、この法律に基く給付の支給に必要があることを認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。
2 正当な理由がなく前項の診断を拒否したときは、その者に係るこの法律に基く給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十三条 遺族年金又は遺族一時金の支給を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族年金若しくは遺族一時金の支給を受ける者を故意に死に至らせたときは、その者については、その受けべき給付を支給しない。この場合において、遺族年金又は遺族一時金を受けるべき同順位者がなく後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

(被扶養者)
第二十四条 この章において「被扶養者」とは、組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子及び組合員と同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものとする。

(遺族)
第二十五条 この法律において「遺族」とは、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及

び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であるか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

二 子又は孫については、十八歳未満でまだ婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)をしていないか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

(遺族の順位)
第二十六条 給付を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に掲げる順序とする。

2 前項の場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし家父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より、又は同順位者と

なることができる者がその他の同順位者である者より後に生ずるに至つたときは、前二項の規定はその時から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)
第二十七条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

(時効)
第二十八条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については五年間、その他の給付については二年間行わないときは、時効により消滅する。

2 前項の時効は、この法律の規定により給付の支給を停止する期間は、進行しない。

(給付を受ける権利の保護)
第二十九条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権)
第三十条 組合は、給付事由が第三者の行為によつて発生したときは、当該給付事由に対して行うべき給付の額の限度で、給付を受ける

ける権利を有する者(給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。以下次項において同じ)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その額の限度で、給付を行う責を免かれる。

第二節 短期給付

第三十一条 この法律による短期給付は、次の通りとする。

- 一 療養及び療養費
 - 二 家族療養費
 - 三 分擔費
 - 四 配偶者分擔費
 - 五 哺育手当金
 - 六 埋葬料
 - 七 家族埋葬料
 - 八 弔慰金
 - 九 家族弔慰金
 - 十 災害見舞金
 - 十一 傷病手当金
 - 十二 出産手当金
 - 十三 休業手当金
- (療養)
第三十二条 組合員が業務によらな
- 一 診療
 - 二 療養又は治療材料の支給
 - 三 処置、手術その他の治療
 - 四 病院又は診療所への収容
 - 五 看護

六 移送

2 前項第五号及び第六号の療養は、組合が必要と認めた場合に限る、行ふものとする。

(療養及び療養費)

第三十三條 組合員が前条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、次の各号に定めるところによる。

一 組合の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、その費用を負担する。

二 公共企業体の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、当該医療機関にその費用を支払う。

三 組合員の療養について組合が契約している医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険

法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ六の規定に基き厚生大臣の定める基準(以下この条において「厚生大臣の定める基

準」といふ。）を参酌して運営規則で定める基準の範囲内で当該医療機関にその費用を支払ふ。ただし、組合は、厚生大臣の定

四 保険医又は保険薬剤師（健康

保険法第四十三条ノ三の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）からこれを受けることができる。この場合において、組合は、厚

生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支払う。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支払わなければならない。

2 組合は、療養を行うことが困難であると認めたとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情に

より前項各号に規定する医療機関
以外の医師、歯科医師、薬剤師又
はその他の医療機関から診療又は
手当を受けた場合において、組合

が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費として、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用を組合員に支給することが出来る。ただし、組合員は、厚生

3 組合員が保険医又は保険薬剤師から前条第一項第一号から第四号

までの療養を受け、その費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払つたときは、組合は、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて、

療養費として第一項第四号の規定に従つて計算した費用を組合員に支給するものとする。

〔家族療養費〕

第三十四条 被扶養者が第三十二条
第一項第一号から第四号までの療
養を受けようとするときは、前条
の規定に準じ、任意の医療機関か

らこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条第四号ただし書並びに同条第二項ただし書を除く。の規定に従つて

負担し、支払い、又は支給しなければならぬ費用の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならぬ。

2 第三十二条第二項の規定は、被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受け

る場合において組合が負担し、支払い、又は支給すべき金額の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならぬ。

第三十五条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及び被扶養者の療養を行わなければならない。

第三十六条 療養並びに療養費及び家族療養費の支給は、同一人に係

る同一の病氣又は負傷及びこれらにより發生した病氣については、これらの給付（国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九

号)の規定によるこれらの給付に相当するものを含む)の支給開始後三年を経過したとき以後は行わない。

2 組合員がその資格を喪失した際、療養又は療養費若しくは家族療養費を受けているときは、組合員として受けることのできる期

間、継続してこれを支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基く共済組合の組合員）及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険法（昭和

十四年法律第七十三号)の規定による船員保険(以下「船員保険」という。)の被保険者で組合員でないものを含む。以下この節において同じ。)の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

第三十七条 組合員が分娩したときは、分娩費として俸給の一月分には、分娩費及び配偶者分娩費

相当する金額を支給する。

2 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分曉したときも、また、前項と同様とする。ただ

3 被扶養者である配偶者（前項本
し、資格喪失後分娩するまでの
間、に他の組合の組合員の資格を取
得したときは、もとの組合は、分
娩費を支給しない。

文の規定の適用を受ける者を除く。が分岐したときは、配偶者分岐費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

第三十八条 組合員又は被扶養者である配偶者（次項において準用する前条第二項本文の規定の適用を

受ける者を除く。)が分娩し、かつ、哺育する場合においては、育手当金として分娩の日から引き続き六月間哺育している期間一月

2 前条第二項の規定は、哺育手当につき四百円を支給する。ただし、その期間が一月に満たないときは、これを一月とする。

3 組合員がその資格を喪失したとき
際、¹⁴ 叩育手当金を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。

4 前三項の規定による哺育手当金は、分娩したときに前金払をすることができ。

（埋葬料及び家族埋葬料）

第三十九条 組合員が業務によらな
いで死亡したときは、死亡当時の
被扶養者であつた者で埋葬を行な
うものに対し、埋葬料として俸給の一
月分に相当する金額を支給する。

ただし、その金額が六千円に満たないときは、六千円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいないときは、埋

3 被扶養者（次条第一項の規定の葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

適用を受ける者を除く。が死亡したときは、家族埋葬料として第一項に規定する金額の二分の一に相当する金額を支給する。

第四十条 第三十六条第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつ

た日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項

の規定に準じて埋葬料を支給する。

2 第三十六条第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（日雇労働者健康保険法による給付との調整）

第四十一条 家族療養費、配偶者分焼費又は家族埋葬料は、同一の病氣、負傷、分焼又は死亡に関し、

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

（弔慰金及び家族弔慰金）

第四十二条 組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については俸給の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分に相当する金額の家族弔慰金を支給する。

（災害見舞金）

第四十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、別表第一に掲げる損害の程度に応じて、俸給に、同表に定める月数を乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

（傷病手当金）

第四十四条 組合員が業務によらな

い

で病

気に

かかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができないときは、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の病状又は負傷及びこれらにより

発生した病状に關しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4 結核性の病状に關しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。

5 第三十六条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

6 第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十六条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の期間又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の期間又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

（出産手当金）

第四十五条 組合員が分娩したときは、出産手当金として、分娩の日前四十二日、分娩の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた者が組合員の資格喪失後六月以内に分娩したときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は、出産手当金の支給に關して準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項の規定による期間内は、引き続き支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したとき

は、その日以後は、この限りでない。

4 出産手当金を支給するときは、その期間、傷病手当金は支給しない。

（休業手当金）

第四十六条 組合員が次の各号の一の事由により欠勤したときは、休業手当金としてその期間（第二号から第四号までの各号について

は、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき俸給日額の十分の六に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その期間、休業手当金は支給しない。

一 被扶養者の病状又は負傷

二 組合員の配偶者の分娩

三 組合員の業務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害

四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭

五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由

（俸給等との調整）

第四十七条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給又は俸給に準ずるものの全部又は一部を受けるときは、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第三節 長期給付

（長期給付の種類）

第四十八条 この法律による長期給付は、次の通りとする。

一 退職年金

二 減額退職年金

三 退職一時金

四 療養年金

五 療養一時金

六 遺族年金

七 遺族一時金

（年金の支給の始期及び終期）

第四十九条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分まで支給する。ただし、年金の給付事由がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、支給期月にかかわらず、その時までの分を支給する。

（退職年金）

第五十条 組合員期間二十年以上の者が退職したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。ただし、五十五歳に達するまではその支給を停止する。

2 退職年金の年額は、組合員期間二十年以上二十一年未満に對し、俸給年額の百分の四十に相當する金額とし、組合員期間二十一年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相當する金額を加算する。

第五十一条 退職年金を受ける権利を有する者が別表第四に掲げる程度の療疾の状態になつたときは、その者には前条第一項ただし書の規定を適用しない。ただし、その者が別表第四に掲げる程度の療疾の状態に該当しなくなつたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、療疾の状態になつたことにつき第二十一条に該當する事由があるときは、その者が五十五歳に達するまでは、当該退職年金の年額を減じ、又はこれを支給しないことができる。

第五十二条 退職年金を受ける権利を有する者が公共企業体の経営上やむを得ない事由により退職し、次の各号の一に該當する者であるときは、第五十条第一項ただし書の規定の適用については、同ただし書中「五十五歳」とあるのは、「五十歳」と読み替へるものとする。ただし、前条の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

一 別表第二に掲げる職に二十年以上従事した者

二 退職の時まで引き続き十年以上別表第二に掲げる職に従事した者

2 前項の規定により、五十五歳未満で退職年金を受けることができる者に對する退職年金の年額は、その者が五十五歳に達するまでは、その額からその額の十分の三に相當する金額を減じた額とする。

(減額退職年金)
第五十三条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望するときは、その者の死亡に至るまで減額退職年金を支給する。この場合においては、当該退職年金は支給しない。

2 減額退職年金の年額は、第五十二条第二項の規定により算定した退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じた額とする。

(退職一時金)
第五十四条 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

(廃疾年金)

第五十五条 組合員となつて二年以上経過した後業務によらないで病気になるか、又は負傷した者がその病状若しくは負傷又はこれらにより発生した病状のため退職した場合において、その退職の時(第三十六条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内になつた時又ははなおらないがその期間を経過した時。以下第五十七条において同じ。)に別表第四に掲げる程度の廃

疾の状態にあるときは、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金の年額は、次に掲げる金額とする。

一 廃疾の程度が別表第四に定める一級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額

二 廃疾の程度が別表第四に定める二級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額

三 廃疾の程度が別表第四に定める三級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額

3 一の組合員期間につき廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

4 前項の場合において、同項の規定により支給する廃疾年金が次条第一項の規定による年額の改正のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたとき、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

5 廃疾年金を受ける権利を有する者には、当該廃疾年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。

(廃疾年金の年額の改定及び失権)
第五十六条 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が軽減したときは、別表第四に定める廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の年額を改定する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廃疾年金は支給しない。

3 組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金と俸給の十二分との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

(廃疾一時金)
第五十七条 組合員期間二十年未満の者で業務によらないで病気になるか、又は負傷したものがその病状若しくは負傷又はこれらにより発生した病状のため退職した場合において、その退職の時に別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

2 組合員期間二十年未満の者で組合員となつた後二年を経過しない間に業務によらないで病気になるか、又は負傷したものがその病状若しくは負傷又はこれらにより発生した病状のため退職した場合において、その退職の時に別表第四

に掲げる程度の廃疾の状態にあるときも、また、前項と同様とする。

3 廃疾一時金の額は、俸給の十二分とする。

(遺族年金)

第五十八条 組合員期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

2 遺族年金の年額は、次に掲げる金額とする。

一 組合員が死亡した場合にあつては、当該死亡を退職とみなして第五十条第二項の規定により算定した退職年金の年額の二分の一に相当する金額

二 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該退職年金の年額の二分の一に相当する金額

三 減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金の年額の二分の一に相当する金額

四 廃疾年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、その者に退職年金が支給されたときとの退職年金の年額の二分の一に相当する金額

(遺族一時金)

第五十九条 組合員期間一年以上二十年未満の組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第三

に定める日数を乗じて得た金額とする。

(遺族年金の失権)

第六十条 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき。

三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 子又は孫(別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

五 別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

2 前項の場合において、遺族年金を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第六十一条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(役員に関する特例)

第六十二条 長期給付に関する規定は、役員については適用しない。
2 役員でない組合員が役員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、退職とみなす。ただし、役員である間は、年金である給付は支給しない。

第五章 福祉事業

第六十三条 組合は、前章に規定する給付を行うほか、組合員の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行うことができる。
一 組合員の保健、保養又は教養に資する施設の経営
二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
三 組合員の貯金の受入又はその運用
四 組合員の臨時の支出に対する貸付
五 組合員の需要する生活必需品の買入又は売却
六 その他組合員の福祉を増進するために必要な事業で運営規則で定めるもの

2 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額をこえてはならない。
第六章 掛金及び負担金
(掛金)
第六十四条 組合員は、組合の給付及び福祉事業に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の俸給

(第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの、運営規則で定める組合員については運営規則で定める仮定俸給)を標準として算定するものとし、その俸給と掛金との割合は、運営規則で定める。
3 掛金額に四位未満の端数を生じたときは、五十銭未満は切り捨て、五十銭以上は四位に切り上げる。

(掛金等の給付からの控除)

第六十五条 組合員の給付支給機関は、毎月俸給(第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの。以下この条において同じ)を支給する際、組合員(前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ)の俸給から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2 組合員の給付支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額があるときは、俸給その他の給付を支給する際、組合員の俸給その他の給付から当該金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。前条第二項の運営規則で定める組合員の掛金についても、また、同様とする。
(負担金)
第六十六条 公共企業体は、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

一 短期給付に要する費用(公共

企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条に規定する専従職員である組合員(以下この条において「専従職員」という。)及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)の百分の五十に相当する金額
二 長期給付に要する費用(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)の百分の五十に相当する金額
三 福祉事業に要する費用(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)に充てる額の百分の五十に相当する金額
四 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用の全額

2 前項第四号の規定により公共企

業体の負担する金額は、公共企業体の予算をもつて定める。
3 公共企業体等労働関係法に規定する労働組合で職員が組織するものは、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。
一 専従職員に係る短期給付に要する費用の百分の五十に相当する金額
二 専従職員に係る長期給付に要する費用の百分の五十に相当する金額
三 専従職員に係る福祉事業に要する費用に充てる額の百分の五十に相当する金額
4 公共企業体又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項の規定により組合に負担金を支払う場

合においては、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。
第七章 審査会
(審査会)
第六十七条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。
2 審査会は、委員九人をもつて組織する。
3 委員は、組合員を代表する者、公共企業体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、総裁が委嘱する。
4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第六十八条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。会長

に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。
第六十九条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
2 審査会は、組合員を代表する委員、公共企業体を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第七十条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができ、
2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。
3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。
4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができ、
5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない。
6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
(審査会に關する事項の政令への委任)
第七十一条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 会計

(事業年度)

第七十二条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(経理)

第七十三条 組合の会計に關しては、財産の増減及び異動をその發生の事實に基いて経理するものとする。

2 組合は、責任準備金のうち、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による保険給付を行うとしたならば必要であるべき責任準備金の額に相当する部分を他の部分と区分して経理するものとし、その運用については、主務大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによらなければならない。

(予算)

第七十四条 組合は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

2 組合は、予算に重要な変更を加えようとするときは、そのつど、主務大臣の認可を受けなければならない。

(決算)

第七十五条 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定により主務大臣の承認を受けたときは、その財務諸表の写を組合員の閲覧に供しなければならない。

(会計等に関する事項の省令への委任)

第七十六条 この章に規定するもののほか、組合の会計及び資産の運用その他財務に關して必要な事項は、主務省令で定める。

第九章 雑則

(船員である組合員に関する特例)

第七十七条 船員保険の被保険者(以下「船員」という。)である組合員の船員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ)の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する長期給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなす。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間(船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を合算した期間)が二十年未満である者(船員保険法第三十条第四項第一号又は第三号に該当する者を除く。)については、船員である組合員であつた期間(組合員でない船員であつた期間があるときは、その期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ合算した期間)を組合員であつた期間とする。

3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が第七十九条の規定により、船員保険法第三章第五節から第八章までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき長期給付の基礎となるべき組合員期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

(漁船乗組員等に関する特例)

第七十八条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一号第二号又は第三号に該当するものに対する長期給付に關する規定の適用については、第五十条第一項、第五十四条第一項、第五十六條第三項、第五十七條第一項及び第二項並びに第五十八條中「二十年」とあるのは「十五年」と、第五十条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と、「二十年以上一年を増すと」とあるのは「十五年以上一年を増すと」と、その一年につき係給年額の百分の一・五に相當する金額を」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増すと」とその一年につき係給年額の百分の二に相當する金額を、二十年以上一年については二十年につき係給年額の百分の一・五に相當する金額をそれぞれ」と読む。

に相當する金額をそれぞれ」と読み替へるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける者については、第五十九条の規定は適用しない。

(船員保険法による給付の選択)

第七十九条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者の船員である期間又は船員である組合員であつた期間に係る給付は、第四章、第七十七条第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受け、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員となつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付(失業に關する給付を除く。)とすることが出来る。

第八十条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員である組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前三条の規定を適用する。

第八十一条 公共企業体は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法の規定による給付に相當する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

第八十二条 船員である組合員が組合員の資格を喪失した場合において、なお船員保険法の適用を受けるときは、その者につき同法第十五条ノ四の規定により計算した積立金に相當する金額を船員保険特別会計に移換しなければならない。

(監督)

第八十三条 組合の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、第六條第二項若しくは第七十四条の規定による認可をし、第七十五条第二項の規定による承認をし、又は第七十六条の規定により主務省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、その必要限度において、組合に対して、業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員をして実地について業務の状況若しくは書類帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、組合の療養に關する短期給付についての第三十二条第二項、第三十三条及び第三十四条の規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該短期給付に係る第三十二条第一項各号に掲げる療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、診療簿その他その業務

に關する書類帳簿を検査させることができる。

5 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣及び主務省令)

第八十四条 この法律における主務大臣及び主務省令は、専売共済組合については大蔵大臣及び大蔵省令、国鉄共済組合については運輸大臣及び運輸省令、日本電信電話公社共済組合については郵政大臣及び郵政省令とする。

(事務職員及び公共企業体の施設の利用)

第八十五条 總裁は、組合の業務の運営に必要な範囲内において、主務大臣の承認を受けて、公共企業体の職員を組合の事務に従事させ、又は公共企業体の施設(土地を含む。)を無償で組合の利用に供することができる。

(医療に關する事項)

第八十六条 組合は、この法律で定める医療に關する事項については、随時、厚生大臣に連絡しなければならない。

(政令への委任)

第八十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

(罰則) 第八十八条 第八十三条第四項の規定に違反して報告をせず、若しくは

は虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十九条第三項の規定は、公布の日から施行する。

(組合の成立)
第二条 国家公務員共済組合法(この法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。)以下「旧法」といふ。第二条第一項の規定により公共企業体に設けられた共済組合(以下「旧組合」といふ。)は、この法律(前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日(以下「施行日」といふ。)に組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

(最初の事業年度、運営規則及び予算)
第三条 組合の最初の事業年度は、第七十二条の規定にかかわらず、昭和三十一年七月一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

2 總裁は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六条、第七十四条第一項、第八十三条第二項及び第八十四条の規定の例により、運営規則を定め、最初の事業年度の予算を作成し、及び主務大臣の認可を受けることができる。

3 前項の運営規則及び予算は、本則の規定により定め、作成し、及び認可を受けたものとみなす。

(施行日前の事由に基づく権利の取扱)
第四条 施行日前に給与事由の生じた恩給に關する法令の規定による恩給(以下「恩給」といふ。)については、第三項に規定する場合を除くほか、なお、従前の例による。

2 施行日の前日に恩給公務員(恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する公務員及び他の法令(この法律による改正前の日本専売公社法第五十条第一項、日本国有鉄道法第五十六条第一項又は日本電信電話公社法第七十九条第一項を含む。)以下この項及び次項において同じ。)により恩給法に規定する公務員とみなされたものをいう。

4 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員(更新組合員から引き続き附則第二十三条第一項に規定する転出組合員となつた者及び更に引き続き附則第二十四条第一項に規定する復帰組合員となつた者を含む。)以下附則第二十三条までにおいて同じ。)に係る恩給(増加恩給を除く。)及び更新組合員に係る旧法の規定による退職年金

日において同法に規定する退職をしたものとみなす。

3 更新組合員に係る恩給(その者が恩給に關する法令の規定により遺族として受けるものを除く。)を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」といふ。)附則第十条又は第十一条の規定による旧軍人又は旧準軍人の恩給(恩給に關する法令の規定による増加恩給(以下「増加恩給」といふ。)及びこれと併給される普通恩給(以下「増加恩給等」といふ。))を除く。及び同法附則第十七条において準用する同法附則第十条の規定による旧軍属の恩給(増加恩給等を除く。)(以下「軍人恩給」といふ。))増加恩給等、恩給に關する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又は恩給法第七十五条第一項第二号の規定による扶助料(増加恩給等を受ける権利を有しない者が死亡した場合において、その者の遺族が受けるものに限る。以下「公務扶助料」といふ。)を受ける権利は、この限りでない。

4 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員(更新組合員から引き続き附則第二十三条第一項に規定する転出組合員となつた者及び更に引き続き附則第二十四条第一項に規定する復帰組合員となつた者を含む。)以下附則第二十三条までにおいて同じ。)に係る恩給(増加恩給を除く。)及び更新組合員に係る旧法の規定による退職年金

は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

(組合員期間の計算の特例)
第五条 更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間に算入する。一 恩給公務員期間(恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退職料その他これに準するものを給すべきものとされた公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間及び恩給につき在職年数に連算される期間を含む。))をいう。以下同じ。))のうち次の期間を除いた期間。ただし、次の期間を除いた期間のうち恩給に關する法令にいう在職年(以下「在職年」といふ。)の計算において加算されることとなつていない年数があるときはその年数を加算し、半減されることとなつていない年数があるときはその年数数の二分の一を減じた後の期間とする。

イ 法律第五十五号附則第二十四条の規定により恩給の基礎となる職年に算入されないこととなつていない恩給公務員期間

ロ 在職年の計算において除算されることとなつていない恩給公務員期間

ハ 軍人恩給を受ける権利の基礎となつていない恩給公務員期間

一五

- ニ 増加恩給等を受ける権利を有する者の恩給公務員期間
ホ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の恩給公務員期間
- 二 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる共済組合の組合員であつた期間のうち前号本文の期間を除いた期間
- 三 旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける共済組合の組合員（以下「長期組合員」という。）であつた期間で施行日の前日まで引き続いてゐるものうち第一号本文及び前号の期間を除いた期間
- 四 職員であつた期間で施行日まで引き続いてゐるものうち、恩給公務員期間及び前二号の期間を除いた期間
- 2 昭和二十九年五月一日前における船員であつた期間が三年以上である者で同日において五十歳以上であつたものに支給する退職一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、第七十七条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日以前の期間」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 3 第一項第四号及び附則第十一條第一項の職員には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- 一 日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前において従前の専売局特別会計、国有鉄道事業特別会計、帝国鉄道会計、電気通信事業特別会計又は通信事業特別会計の支弁で俸給又は俸給に準ずる給与を受けた者（臨時に使用された者を除く。）
 - 二 前号に掲げる者以外の国家公務員（国家公務員法、昭和二十二年法律第二十号）の施行前における国家公務員に相当するものを含む。以下同じ。で当該国家公務員であつた期間の前及び後に引き続き期間が職員又は前号に掲げる者であつた期間であるもの（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。）
- （年金の特例）
- 第六条 更新組合員に対する退職年金の額は、第五十条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額に相当する金額から、その者の組合員期間（前条の規定により算入される期間を含む。以下同じ。）のうち同条第一項各号の期間（同項第二号及び第三号の期間については、職員であつた期間を除く。）に該当する期間（一年未満の端数は切り捨てる。）の一年につきそれぞれ次の金額を減じた金額とする。
- 一 前条第一項第一号の期間に該当する期間のうち、十七年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額を二十で除して得た金額から俸給年額

- の百五十分の五十に相当する金額を十七で除して得た金額を減じた金額、十七年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の百五十分の一に相当する金額を減じた金額
- 二 前条第一項第二号及び第三号の期間（旧法第九十五条に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）及び職員であつた期間を除く。）に該当する期間のうち、二十年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を減じた金額を二十で除して得た金額、二十年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の九十分の一に相当する金額を減じた金額
 - 三 控除期間及び前条第一項第四号の期間に該当する期間については俸給年額の百分の〇・九に相当する金額
 - 2 更新組合員に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替へるものとする。
 - 3 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続き長期組合員であつた期間に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、その病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職し、第五十五条第一項の規定の適用を受ける者である場合において、

- る場合において、廃疾年金の年額が、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとなしして同法を適用するとしたならば受けることできる同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額に満たないときは、同条第二項の規定にかかわらず、その金額を廃疾年金の年額とする。
- 4 施行日の前日まで引き続き十年以上長期組合員であつた更新組合員が施行日以後に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、その病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職し、第五十五条第一項の規定の適用を受ける者である場合においても、また、前項と同様とする。
 - 5 組合員期間二十年以上の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する第五十八条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替へるものとする。
 - 第七條 組合員期間二十年以上である者の組合員期間（附則第五條の規定により組合員期間に算入されるものを除く。）のうちに、次に掲げる業務に引き続き一年以上従事した期間があるときは、第五十条第二項の規定により退職年金の年額を算定するについては、当分の間、当該業務に従事した期間の一月を一・二月として計算するものとする。
- 一 日本国有鉄道における蒸気機関車乗員としての現業勤務

- 二 炭坑内切羽における連統的現業勤務
 - 三 肺結核又は喉頭結核の患者を収容する病室において直接看護に従事する勤務
- （退職一時金及び遺族一時金の額の特例）
- 第八條 更新組合員に対する退職一時金の額は、第五十四条第二項の規定にかかわらず、俸給月額に附則第五條第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いてゐるもの（同日前に給付事由の生じた恩給に関する法令の規定による一時恩給（以下「一時恩給」という。）の基礎となつた在職年に係るものを除く。）、同項第三号の期間（控除期間を除く。）及び施行日以後の組合員期間を合算した期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。
- 2 前項の規定は、更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第五十四条第二項」とあるのは、「第五十九条第二項」と読み替へるものとする。
 - 3 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員に対する退職一時金の額が俸給に附則第五條第一項第一号の期間で同日まで引き続いてゐるもの（同日前に給付事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。）と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

4 前項の規定は、施行日の前日に
恩給公務員であつた更新組合員の
遺族に対する遺族一時金の額につ
いて準用する。この場合において
て、同項中「第二項の規定」とある
のは、「第二項の規定」と読み替へ
るものとする。

5 施行日の前日に長期組合員であ
つた更新組合員（同日に恩給公務
員であつた更新組合員を除く。以
下次項において同じ。）に対する退
職一時金の額が俸給日額に附則第
五条第一項第三号の期間と施行日
以後の組合員期間とを合算した期
間に応じ別表第六に定める日数を
乗じて得た金額（同号の期間のう
ちに控除期間を有する者について
は、その金額から俸給日額に控除
期間に応じ同表に定める日数を乗
じて得た金額の百分の四十五に相
当する金額を控除した金額）に満
たないときは、第一項の規定にか
かわらず、その金額を当該退職一
時金の額とする。

6 前項の規定は、施行日の前日に
長期組合員であつた更新組合員の
遺族に対する遺族一時金の額につ
いて準用する。この場合において
て、同項中「第二項の規定」とある
のは、「第二項の規定」と読み替へ
るものとする。

（年金受給資格に関する特例）
第九条 組合員期間二十年未満の更
新組合員が施行日の前日に恩給公
務員であつたものが退職した場合
において、附則第五条第一項第一
号の期間と施行日以後の組合員期
間とを合算した期間が十七年以上
であるときは、第五十条第一項及

び第五十四条第一項の規定にかか
わらず、その者に退職年金を支給
し、退職一時金は支給しない。
第十条 軍人恩給又は増加恩給等
を受ける権利を有する組合員期間二
十年未満の更新組合員が施行日の
前日に恩給公務員であつたもの
（前条の規定の適用を受ける者を
除く。）が退職した場合において、
その者の施行日前の在職年（恩給法
の一部を改正する法律（昭和二十
一年法律第三十一号）による改正
前の恩給法第三十二条の規定によ
り附される加算年、法律第五十五
号附則第二十四条の規定により
恩給の基礎在職年に算入されない
實在在職年、同法附則第二十四条の
第二項本文の規定により恩給の
基礎在職年に算入されることとな
つている實在在職年及び在職年の計
算において除算されることとなつ
ている在職年を除く。以下同じ。）
の年数と施行日以後の組合員期
間の年数とを合算した年数が
十七年以上であるときは、第五十
条第一項及び第五十四条第一項の
規定にかかわらず、その者に退職
年金を支給し、退職一時金は支給
しない。

第十一条 組合員期間二十年未満の
更新組合員が退職した場合におい
て、次の期間を組合員期間に算入
するとすれば組合員期間が二十年
以上となるときは、第五十条第一
項及び第五十四条第一項の規定に
にかかわらず、その者に退職年金を
支給し、退職一時金は支給しな
い。

一 職員であつた期間及びその前
又は後に引き続き職員以外の国
家公務員であつた期間のうち、
恩給公務員期間及び附則第五条
第一項第二号から第四号までの
期間を除いた期間
二 昭和二十年八月十五日に旧令
共済組合の組合員であつた者で
昭和二十三年六月三十日まで
職員となり、以後施行日まで引
き続き職員であるものの当該旧
令共済組合の組合員であつた期
間と昭和二十年八月十五日まで
引き続いていゝもののうち、恩
給公務員期間並びに附則第五条
第一項第二号及び第三号の期間
を除いた期間

三 地方鉄道会社に勤務していた
者で当該地方鉄道会社所属の鉄
道の買収に際して国に引き継が
れ、以後施行日まで引き続き職
員であるものの当該地方鉄道会
社に勤務していた期間で買収の
時まで引き続きいゝもののうち
ち恩給公務員期間を除いた期間
四 国際電気通信株式会社、日本
電信電話株式会社及び日本
電話設備株式会社に勤務してい
た者で当該会社の買収に際して
国に引き継がれ、以後施行日ま
で引き続き職員であるものの当
該会社に勤務していた期間で買
収の時まで引き続きいゝものの
うち恩給公務員期間を除いた
期間
2 前項第二号において「旧令共済
組合」とは、次に掲げる命令に基
いて組織された共済組合をいゝ。

一 朝鮮總督府通信官署共済組合
令（昭和十六年勅令第三百五十
七号）
二 朝鮮總督府交通局共済組合令
（昭和十六年勅令第三百五十八
号）
三 台湾總督府專売局共済組合令
（大正十四年勅令第二百四十四号）
四 台湾總督府營林共済組合令
（昭和五年勅令第五十九号）
五 台湾總督府交通局通信共済組
合令（昭和十六年勅令第二百八
十六号）
六 台湾總督府交通局鉄道共済組
合令（昭和十六年勅令第二百八
十七号）
七 旧陸軍共済組合令（大正八年
勅令第八十号）
八 旧海軍共済組合令（大正十一
年勅令第六十号）

3 第一項第三号において「地方鉄
道会社」とは、信濃鉄道株式會
社、芸備鉄道株式會社、横莊鉄
道株式會社、北九州鉄道株式會
社、富士身延鉄道株式會社、白
根鉄道株式會社、新潟臨港開
発鉄道株式會社、北海道
鉄道株式會社、鶴見鉄道株式會
社、富山地方鉄道株式會社、伊
那電気鉄道株式會社、三信鉄
道株式會社、鳳来寺鉄道株式會
社、宇部鉄道株式會社、小野田
鉄道株式會社、小倉鉄道株式會
社、産業セメント株式會社、胆
振鐵道株式會社、宮城電気鉄
道株式會社、南武鐵道株式會
社、奥多摩電気鉄道株式會社、
相模鐵道株式會社、飯

山鐵道株式會社、中国鐵道株式會
社、西日本鐵道株式會社及び南海
鐵道株式會社をいゝ。
第十二条 施行日の前日に長期組
合員であつた更新組合員が同日又
は同日まで引き続き長期組合員であ
つた期間に業務によらないで病
気にかかり、又は負傷し、その病
気若しくは負傷又はこれらにより
病気のため退職し、第五十六条
第二項の規定の適用を受ける者
である場合において、その者が退
職の時まで引き続き長期組合員
であり、かつ、その退職が旧法に
規定する退職であるとみなして同
法を適用するとならば同法の規
定による廃疾年金を受ける権利を
有する者であるときは、第五十五
条第一項及び第五十七条第一項
又は第二項の規定にかかわらず、
その者に廃疾年金を支給し、廃疾
一時金は支給しない。

第十三条 附則第九条から第十一
条までの規定による退職年金又は
これに基く減額退職年金を受ける
権利を有する者が死亡したときは、
第五十八条第一項の規定にかわ
らず、その者の遺族に遺族年金を
支給する。
2 組合員期間二十年未満の更新組
合員が死亡した場合において、そ
の死亡を退職とみなしたならばそ
の者に附則第九条から第十一
条までの規定による退職年金を支
給すべきこととなるときは、第五
十八条第一項及び第五十九条第一
項の規定にかかわらず、その者の
遺族に遺族年金を支給し、遺族一
時金は支給しない。

3 更新組合員が死亡し、その遺族が公務扶助料を受ける権利を有することとなつたときの当該更新組合員の組合員期間が二十年未満である場合において、その者の施行日前の在職年の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年数が十七年以上であるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定にかかわらず、当該遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

(前五条の規定による年金の年額)
第十四条 附則第九条から第十一条までの規定の適用を受ける者に対する退職年金の年額は、附則第六

条第一項の規定にかかわらず、俸給年額の百分の四十に相当する金額から、同項各号の期間(一年未満の端数は切り捨てる)についてはその一年につきそれぞれ当該各号の金額を、二十年とその他の組合員期間(一年未満の端数は切り捨てる)との差年数についてはその一年につき俸給年額の百分の二に相当する金額をそれぞれ減じた金額とする。

2 附則第九条から第十一条までの規定により退職年金を受ける権利を有する者に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第十四条第一項」と読み替へるものとする。

3 附則第十二条の規定による廃疾年金の年額は、第五十五条第二項の規定にかかわらず、附則第十二条に該当する者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、

その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用することとならば受けることができる同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額とする。

4 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に対する第五十八条第二項の規定の適用については、同項第一号中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第十四条第一項」と読み替へるものとする。

(退職後増加恩給等受給者となる者に関する特例)
第十五条 更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時にいてすでに増加恩給等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2 前項に該当することとなつた更新組合員であつた者がその時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者が同項の規定により退職一時金を受けるべきこととなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が当該退職一時金の額に満たないときは、その差額を支給するものとする。

3 更新組合員であつた者が退職した後死亡した場合において、その遺族が公務扶助料を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後増加恩給等を受けなくなつた者に関する特例)
第十六条 増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時にいてすでに増加恩給等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 前項に該当することとなつた更新組合員であつた者がその時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、同項の規定により受けるべきこととなつた退職一時金の額がその者が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その差額を支給するものとする。

3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたとき

は、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、当該退職一時金の額に相当する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

(支給開始年齢に関する特例)
第十七条 附則第五十条第一項第一号の期間が一年以上である更新組合員に対する退職年金については、第五十条第一項ただし書の規定を適用せず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止する。

2 施行日前にすでに旧法の規定により退職年金を受ける権利を有する更新組合員及び施行日の前日まで引き続き十三年以上長期組合員であつたその他の更新組合員に対する退職年金については、第五十条第一項ただし書の規定を適用せず、五十歳に達するまではその支給を停止する。

3 第一項及び前項の規定の適用を受ける者については、その者の選任によりそのいずれか一の規定を適用するものとする。

(重複期間に対する一時金)
第十八条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる共済組合の

組合員であつた期間又は施行日の前日まで引き続き長期組合員であつたその他の更新組合員の当該長期組合員であつた期間のうち同時に附則第五十条第一項第一号の期間に該当する期間(以下「重複期間」という。)があるときは、当該重複期間につきその者又はその遺族に一時金を支給する。

2 前項の規定による一時金は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員についてはその者が退職し、又は死亡した日にその者又はその遺族に、その他の更新組合員については施行日にその者に支給するものとする。

3 第一項の規定による一時金の額は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員については当該退職年金の年額の算定の基準となつてゐる俸給は仮定俸給の三十分の一に相当する金額に、その他の更新組合員については施行日の前日の俸給日額にそれぞれ重複期間に応じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額とする。

4 前項の一時金の額が旧法の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に充てるものとして重複期間内に当該更新組合員が負担した各年度(四月一日から翌年三月三十一日までとする。)ごとの掛金額にこれに対するそれぞれ翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月末日までの利子(利子の計算は複利計算の方法によるもの)と

し、利率は年四分五厘とする。を加えた額の合算額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その合算額を当該一時金の額とする。

5 第一項の規定による遺族に対する一時金については、前三項に規定するもののほか、遺族一時金の例によるものとする。

(長期給付に関する規定の適用に関する特例)

第十九条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員で附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に關する法令の規定による普通恩給(以下「普通恩給」という。)(軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下この項、附則第二十四條第四項及び第五項並びに附則第二十五條第四項及び第五項において同じ。)を受ける権利を有するもの及び施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で同日に普通恩給を受ける権利を有するものは、施行日以後長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となることである。この場合において、附則第四条第三項本文の規定は、適用しない。

2 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で前項の規定により施行日以後長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となるもの又はその遺族に対しては、当該更新組合員が施行日の前日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により支給されるべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相當する給付を同法の規定の例により支給するものとする。

第三項本文の規定は適用しない。

2 施行日に役員である者で施行日の前日に長期組合員であつたもの又はその遺族に対しては、当該役員である者が同日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により支給される退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相當する給付を同法の規定の例により支給するものとする。ただし、同法の規定による退職年金に相當する給付は、当該更新組合員が更新組合員である間、その支給を停止する。

3 第一項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となろうとする者は、施行日の前日までその旨を申し出なければならぬ。

(旧法の規定による退職年金等の取扱)

第二十条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金は、その者が退職した場合において、その者が特にこれを受けることを希望する旨を申し出たときは、給しないものとする。

施行日前にすでに同法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員が死亡した場合において、当該退職年金に基く同法の規定による遺族年金又は年金者遺族一時金も、また、同様とする。

2 前項の出があつた場合においては、その者又はその遺族に対して支給する長期給付については、附則第五条第一項第二号の期間は、組合員期間に算入しないものとする。

3 前項の場合においては、附則第十七條の規定は適用しない。

(役員に關する特例)

第二十一条 施行日に役員である更新組合員については、附則第四条

更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相當する金額の年金を支給する。

更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相當する金額の年金を支給する。

(以下この条において「留守家族手当」という。)を受けることができるものに対し、その者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

3 施行日に法律第五十五号附則第三十條第一項に規定する未帰還公務員(以下この項において「未帰還公務員」という。)である更新組合員(前項の規定の適用を受ける未帰還更新組合員を除く)が同日以後も未帰還公務員であるとしたならば同条同項第二号の規定により退職したものとなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで当該普通恩給の年額に相當する金額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受ける者の順位は、妻、未成年の子、父母(養父母を先にして実父母を後にする。)、祖父母(養父母の父母を先にして実父母の父母を後にする。)、父母の養父母を先にして実父母を後にする。の順序とする。

7 未帰還更新組合員(施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者を除く)の施行日の前日まで引き続く長期組合員であつた期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

2 未帰還更新組合員が施行日前に法律第五十五号附則第三十條第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとなされ、普通恩給を給された者であるときは、その者の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合にあつては、死亡の判明した日。以下同じ。)の属する月までの当該未帰還

5 未帰還更新組合員が施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続く長期組合員であつた期間が二十年以上であるその他の者であるときは、その者の未帰還留守家族等援護法第四條に規定する留守家族(以下この条において「留守家族」という。)で同法の規定による留守家族手当

8 第六項の規定は、前項の規定による年金の年額について準用する。この場合において、第六項中「施行日の前日」とあるのは、「第七項の二十年に達した日」と読み替へるものとする。

第一節 内閣委員会會議録第二十八号

昭和三十一年四月十七日【參議院】

十歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止し、第五項又は第七項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまではその支給を停止する。

10 同一未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第五項又は第七項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その時から第二項又は第三項の規定による年金は支給しない。この場合において、第五項又は第七項の規定により支給すべき年金の年額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額に満たないときは、第六項又は第八項の規定にかかわらず、その金額を第五項又は第七項の規定による年金の年額とする。

11 第二項、第三項、第五項又は第七項の規定による年金の支給は、遺族年金の支給に関する規定に準じて行ふものとする。

(国家公務員との交流措置)
第二十三条 更新組合員が退職し、その当日又は翌日に国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者(以下「転出組合員」という。)であるときは、その者に対する長期給付に関する規定の適用については、この条から附則第二十五条までに規定するところによる。

は、第十六条の規定にかかわらず、長期給付は行わない。

3 転出組合員については、旧法第十五条第二項及び第四十条の規定は適用しない。

第二十四条 転出組合員が引き続き国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に再びもとの公共企業体の職員となり組合員の資格を取得(以下「復帰」という。)したときは、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者(以下「復帰組合員」という。)は、当該国家公務員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

2 前項の場合において、当該国家公務員であつた期間の全部又は一部が恩給法にいう公務員であつた期間であつてその期間のうち同法第四十条ノ二又は第四十一条の規定により半減又は除算すべき期間があるときは、これらの規定によりすべき半減又は除算をした後の期間をもつて同項の当該国家公務員であつた期間とする。

3 復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給の額又は旧法の規定による当該退職一時金の額(同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額。以下この項において同じ。)に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給額から当該一時恩給又は旧法の規定による当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給額に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次の支給額に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

4 復帰組合員又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは恩給に関する法令の規定による扶助料(恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。)又は旧法の規定による退職年金若しくは遺族年金を受ける者である場合には、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額(第二十条から第二十二条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。)に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

5 前項の場合において、復帰組合員が普通恩給又は旧法の規定による退職年金のほかに一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給又は旧法の規定による退職年金の基礎となつていない期間」と読み替へるものとする。

6 復帰組合員が退職又は死亡した場合において、その者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき増加恩給を受けている者であるときは、組合員期間の計算については、当該期間のうち当該

定による当該退職年金若しくは遺族年金の年額(恩給の停止又は旧法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。)に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

7 前項の規定は、復帰組合員が死亡した場合において、その遺族が公務扶助料を受ける者であるときに準用する。

8 普通恩給を受ける権利及び旧法の規定による退職年金を受ける権利の双方を有する復帰組合員は、その申出により、復帰した日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となることができ、前項の申出は、復帰の際に行わなければならない。

9 第二十五条 転出組合員が転出した日(転出が二回以上にあつたときは、最後に転出した日)以後再び組合員となることなくして国家公務員の職を退き、又は国家公務員の職を退くことなくして死亡したときは、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出した日の翌日からその時まで引き続き組合員であつて、かつ、その時において退職し又は、死亡したものとみなす。この場合において、第十七条の規定の適用については、同条中「給付事由が発生した当時(給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職当時)の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給の額に満たないとき

増加恩給に係る期間は組合員期間から除算するものとする。

7 前項の規定は、復帰組合員が死亡した場合において、その遺族が公務扶助料を受ける者であるときに準用する。

8 普通恩給を受ける権利及び旧法の規定による退職年金を受ける権利の双方を有する復帰組合員は、その申出により、復帰した日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となることができ、前項の申出は、復帰の際に行わなければならない。

第二十五条 転出組合員が転出した日(転出が二回以上にあつたときは、最後に転出した日)以後再び組合員となることなくして国家公務員の職を退き、又は国家公務員の職を退くことなくして死亡したときは、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出した日の翌日からその時まで引き続き組合員であつて、かつ、その時において退職し又は、死亡したものとみなす。この場合において、第十七条の規定の適用については、同条中「給付事由が発生した当時(給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職当時)の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給の額に満たないとき

は、その俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給」と読み替へるものとする。

2 前条第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。

3 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給若しくは恩給に關する法令の規定による一時扶助料(以下「一時扶助料」という。)又は旧法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金を支給する際に、その者に当該一時金を支給する際に、その額(退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつては、その合算額)から当該一時恩給若しくは一時扶助料の額又は旧法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額(同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとしてした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。)に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給若しくは一時

扶助料又は旧法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

4 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは扶助料又は旧法の規定による退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額(第二十条から第二十二条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後

の金額とする。)から当該普通恩給若しくは扶助料又は旧法の規定による当該退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の年額(恩給の停止又は旧法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。)に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合

員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じて別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

5 前項の場合においては、転出組合員であつた者が普通恩給又は旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金のほか一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第二項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給若しくは旧法の規定による当該退職年金の基礎となつている期間又は旧法の規定による当該廃疾年金に係る期間」と読み替へるものとする。

6 第四項の場合において、転出組合員であつた者の遺族が扶助料又は旧法の規定による遺族年金を受け、かつ、転出組合員であつた者が第一項の規定により組合員とみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該扶助料又は旧法の規定による当該遺族年金に係る期間」と読み替へるものとする。

7 第一項の場合において、転出組合員が旧法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、その者に対しては、退職一時金及び廃疾一時金は支給しない。ただし、その者が当該廃疾年金を受けなくなり、又は死亡した場合においては、その者がその時点で支給を受けた当該廃疾年金の総額(その者又はその遺族が同法第四十四条又は第五十一条第三号及び第五十二条第三号の規定による差額の支給を受けたときは、当該差額と当該支給を受けた総額との合算額)が当該退職一時金の額と廃疾一時金の額との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給するものとする。

8 転出組合員であつた者が第五十六条第三項の規定による差額に相当する金額及び旧法第四十四条の規定による差額の支給を同時に受けることとなつたときは、第五十六条第三項の規定による差額に相当する金額から同法第四十四条の規定による差額を控除するものとする。

9 転出組合員であつた者が廃疾年金を受ける権利を有するものが旧法第四十四条の規定による差額の支給を受けることとなつたときは、その者に当該年金を支給すべき際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該差額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべ

き当該年金の額から控除するものとする。

10 前項の場合において、転出組合員であつた者が第五十六条第三項の規定による差額に相当する金額の支給を受けることとなり、かつ、前項の規定により控除すべき残額があるときは、その残額を当該差額に相当する金額から控除するものとする。

11 第九項の場合において、転出組合員であつた者が死亡し、その遺族が遺族年金を受けることとなり、かつ、同項の規定により控除すべき残額があるときは、その遺族に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該残額に相当する金額を控除し、これらの金額が支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

12 第八項の規定は、転出組合員の遺族について準用する。この場合において、「旧法第四十四条の規定による差額」とあるのは「旧法第五十一条第三号の規定による年金者遺族一時金」と、「同法第四十四条の規定による差額」とあるのは「同法第五十二条第三号の差額」と読み替へるものとする。

13 転出組合員であつた者が廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡し、その遺族が遺族年金及び旧法第五十一条第三号の規定による年金者遺族一時金の支給を受けることとなつたときは、その者に当

該年金を支給する際にその支給期
月に支給すべき当該年金の額から
当該年金者遺族一時金の額を控除
し、これらの金額がその支給期月
に支給すべき当該年金の額をこえ

るときは、その残額を順次次の支
給期月に支給すべき当該年金の額
から控除するものとする。
第二十六条 附則第五条から第十八
条まで並びに附則第二十四条第三

項から第五項まで、第八項及び第
九項の規定は、この法律施行の際
現に国家公務員である者が以後引
き続き国家公務員として在職した
後当該国家公務員の職を退き、そ

の当日又は翌日に職員となり組合
員の資格を取得（以下「転入」とい
う。）した場合において、その者が
運営規則の定めるものに該当する
者（以下「転入組合員」という。）で

あるときに準用する。この場合に
おいて、次の表の上欄に掲げる規
定のうち同表中欄に掲げるもの
は、それぞれ同表下欄のように読
み替えるものとする。

条 項	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句
附則第五条第一項各号列記以外の部分	施行日前の次の期間	転入した日前の次の期間（転入して日の属する月は含まないものとする。）
附則第五条第一項第三号	施行日	転入した日
附則第五条第一項第四号	期間で施行日まで	期間及びその後引き続き国家公務員であつた期間で転入した日まで
附則第六条第一項各号列記以外の部分	前条	附則第二十六條第一項において準用する附則第五条
附則第六条第一項第一号	前条第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五条第一項第一号
附則第六条第一項第二号	前条第一項第二号及び第三号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五条第一項第二号及び第三号
附則第六条第一項第三号	前条第一項第四号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五条第一項第四号
附則第六条第二項	附則第六条第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第六条第一項
附則第六条第三項及び第四項	施行日	転入した日
附則第六条第五項	附則第六条第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第六条第一項
附則第七条第一項	附則第五条	附則第二十六條第一項において準用する附則第五条
附則第八条第一項	附則第五条第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五条第一項第一号
附則第八条第三項	施行日	転入した日
附則第八条第一項第一号	施行日	転入した日
附則第八条第三項	附則第五条第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五条第一項第一号

附則第八条第四項	施行日	転入した日
附則第八条第五項	施行日	転入した日
附則第八条第六項	施行日	転入した日
附則第九条	施行日	転入した日
附則第十条	前条	附則第二十六條第一項において準用する附則第九条
附則第十一条第一項第一号	附則第五条第一項第二号から第四号まで	附則第二十六條第一項において準用する附則第五条第一項第二号から第四号まで
附則第十二条第一項第二号	施行日	転入した日
附則第十二条第一項第三号及び第四号	施行日	転入した日
附則第十二条	施行日	転入した日
附則第十三条第一項及び第二項	附則第九条から第十一条まで	附則第二十六條第一項において準用する附則第九条から第十一條まで
附則第十三条第三項	施行日	転入した日

七の二 アルコール専売事業特別会計においてその供給を支弁する職員 通商産業省

第三十四条第一項中「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員共済組合法（昭和三十一年法律第 号）又は市町村職員共済組合法二、同条第二項中「市町村職員共済組合」を「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合若しくは市町村職員共済組合に改める。

第四十条 この法律による改正前の日本専売公社法施行法第十一条の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二条の規定にかかわらず、施行日から、この法律による改正後の国家公務員共済組合法第二条第二項第七号の二の規定により設けられた共済組合（以下この条において「アルコール専売共済組合」という。）の組合員たる資格を取得する。

2 専売共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額をアルコール専売共済組合に移換しなければならない。

3 前項の責任準備金の計算及び専売共済組合からアルコール専売共済組合への権利義務の移転については、大蔵省令で定める。

第四十一条 この法律による改正前の日本国有鉄道法施行法第六条の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二条の規定にかかわらず、施行日から、同法第二条第一項の規定により運輸省に設けられた共済組

合（以下次項において「運輸省共済組合」という。）の組合員たる資格を取得する。

2 国鉄共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額を運輸省共済組合に移換しなければならない。

3 前項の責任準備金の計算については、大蔵省令・運輸省令で定める。

（船員保険法の一部改正）
第四十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「国家公務員共済組合法」の下に、「公共企業体職員等共済組合法」を加える。
（厚生年金保険法及び船員保険交渉法の一部改正）

第四十三条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」の下に「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第 号）」を加える。
（船員保険特別会計法の一部改正）

第四十四条 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「又は国家公務員共済組合法」を、「国家公務員共済組合法に、若しくは市町村職員共済組合法を、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第 号）又は市町村職員共済組合法に、同条第二項及び第三項中「又は国家公務員共済組合法若しくは」を、「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法又は」に改める。

（結核予防法の一部改正）
第四十六条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」の下に「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第 号）」を加える。
（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第四十七条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第十七条（組合の給付）及び」を「第十七条（組合の給付）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第 号）第十六条（組合の給付）、附則第十九条第二項（長期給付に

関する規定の適用に関する特例）、第二十一条第二項（役員に関する特例）及び第二十二条（未帰還更新組合員に関する特例）」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）
第四十八条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「恩給法等との調整」に改め、同条中「場合」の下に「又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第 号）附則第二十二條の規定による年金の支給があつた場合」を、「当該普通恩給」の下に「又は年金」を加える。

附則に次の一項を加える。
46 未帰還者に関する、公共企業体職員等共済組合法附則第二十二條の規定による年金の給与が行われる場合において、当該年金の給与が始められた月以降の分として留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給を受けた者は、その支給された留守家族手当又は特別手当の額に相当する金額を政令で定めるところにより、返還しなければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）
第四十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項第三号中「（日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十條第一項において準用する場合を含む）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 公共企業体職員等共済組合法
（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第五十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中の次に次のように加える。
ソ 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第 号）

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）
第五十一条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二ただし書を次のように改める。
但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する給付に要する費用は、当該各号に掲げる団体が負担するものとする。

一 専売共済組合 日本専売公社
二 日本電信電話公社共済組合 日本電信電話公社

（国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部改正）
第五十二条 次に掲げる法律の規定中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に

「するもの」とし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担を加え、「日本専売公社法第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一 国家公務員共済組合の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十三号）第三号ただし書

二 昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十八号）第三号ただし書

三 昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律（昭和二十八年法律第六十号）第四号ただし書

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律の一部改正）

第五十三号 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三号ただし書中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するもの」とし、

第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担を加え、「日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、

「日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

（国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律等の一部改正）

第五十四号 次に掲げる法律の規定中「次の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するもの」とし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担を加え、「日本専売公社法（昭和二十二年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

号）第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一 国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第三号ただし書

二 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第三号ただし書

（所得税法の一部改正）

第五十五号 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三号第一項第十二号中「国家公務員共済組合及び同連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第八号第六項第六号中「（他の法律において準用する場合を含む。）」を削り、同項中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公共企業体職員等共済組合法第六十四条の規定による掛金

（法人税法の一部改正）

第五十六号 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五号第二項第四号中「国家公務員共済組合及び同連合会」の下

に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

（登録税法の一部改正）

第五十七号 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一号を加える。
二十六 専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合が公共企業体職員等共済組合法第四章及第五章ノ規定ニヨル事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第五十八号 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ五の次に次の一号を加える。
六ノ六 専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合ノ公共企業体職員等共済組合法ニ基ク給付、同法第六十三条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ関スル証書、帳簿

（租税特別措置法の一部改正）

第五十九号 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七号の十第一項第一号中「日本専売公社法第五十一条、日本国有鉄道法第五十七条及び日本電信電話公社法第八十条において準用する場合並びに」を削り、「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員等共済組合法、市町村職員共済組合法」に改める。

職員等共済組合法、市町村職員共済組合法」に改める。

（地方税法の一部改正）

第六十号 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十五条第一号中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。
第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員共済組合連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第七十二条の十四第一項中「日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条に

おいて準用する場合並びに」を削り、「以下本項及び第七十二条の十七第一項但書において同じ。」の下に「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第 号）、」を、「国家公務員共済組合法、」の下に「公共企業体職員等共済組合法、」を加える。

第七十二条の十七第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「公共企業体職員等共済組合法、」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「国民健康保険団体連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第二百六十二条第四号の次に次の一号を加える。
四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金（同法附則の規定による給付でこれらに類するものを含む。以下第六百七十二条第四号の二において同じ。）以外の給付として支給を受ける金品

第二百九十六条第一号中「国家公務員共済組合連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。
第三百四十八条第二項第十一号の三及び同条第四項中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

第六百七十二条第四号の次に次の一号を加える。
四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付として支給を受ける金品
（大蔵省設置法の一部改正）
第六十一条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項及び第七条第十六号中「日本専売公社」の下に「及び専売共済組合」を加える。
（運輸省設置法の一部改正）
第六十二条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三十号中「日本国有鉄道」の下に「及び国鉄共済組合」を加える。
第二十七条第一項中第二号の二

の次に次の一号を加える。
二の三 国鉄共済組合に関すること。
（郵政省設置法の一部改正）
第六十三条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第四条第二十二号の二及び第六条第一項第十二号の二中「及び」の下に「日本電信電話公社共済組合並びに」を加える。

別表第一

損害の程度		月数
一	住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。	三月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一	住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	二月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三	住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき。	一月
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一	住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	〇・五月
二	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

日本国有鉄道における次に掲げる職	
一	連結手
二	機関助手
三	副機関助手
四	線路工手
五	隧道工手
六	志免鉱業所における坑内作業従事員

別表第三

組合員期間	日数	組合員期間	日数
二一年未以満上	二〇日	十一年未以満上	二五五日
三二年未以満上	四〇日	十二年未以満上	二八〇日
四三年未以満上	六〇日	十三年未以満上	三〇五日
五四年未以満上	八〇日	十四年未以満上	三三〇日
六五年未以満上	一〇五日	十五年未以満上	三六〇日
七六年未以満上	一三〇日	十六年未以満上	三九〇日
八七年未以満上	一五五日	十七年未以満上	四二〇日
九八年未以満上	一八〇日	十八年未以満上	四五〇日
十九年未以満上	二〇五日	十九年未以満上	四八〇日
十一年未以満上	二三〇日		

別表第四

級	番号	廃疾の程度	廃疾の状況
一	一	両眼の視力が $\circ \cdot \circ$ 二以下に減じたもの	一
	二	両腕の用を全く廃したものの	二
	三	両足の用を全く廃したものの	三
	四	両腕を腕関節以上で失つたもの	四
	五	両足を足関節以上で失つたもの	五
	六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	六
	七	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、当時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの	七
	八	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの	八
二	一	両眼の視力が $\circ \cdot \circ$ 四以下に減じたもの	一
	二	一眼の視力が $\circ \cdot \circ$ 二以下に減じ、かつ、他眼の視力が $\circ \cdot \circ$ 六以下に減じたもの	二
	三	両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの	三
	四	咀嚼又は言語の機能を廃したものの	四
	五	脊柱の機能に高度の障害を残すもの	五
	六	一腕を腕関節以上で失つたもの	六
	七	一足を足関節以上で失つたもの	七
	八	一腕の用を全く廃したものの	八
	九	一足の用を全く廃したものの	九
	十	両腕のすべての指の用を廃したものの	十
	十一	両足をリスフラン関節以上で失つたもの	十一
	十二	両足のすべてのあしゆびを失つたもの	十二
	十三	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	十三
	十四	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの	十四
	十五	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	十五
一		両眼の視力が $\circ \cdot$ 一以下に減じたもの	

三

級	番号	廃疾の程度	廃疾の状況
二	二	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの	二
	三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	三
	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	四
	五	一腕の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの	五
	六	一足の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの	六
	七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	七
	八	一腕のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指をあわせ一腕の三指以上を失つたもの	八
	九	おや指及びひとさし指をあわせ一腕の四指の用を廃したものの	九
	十	一足をリスフラン関節以上で失つたもの	十
	十一	両足のすべてのあしゆびの用を廃したものの	十一
	十二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	十二
	十三	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	十三
	十四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	十四

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものと、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第二指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を廃したものと、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾関係（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

番号	廃疾の程度	廃疾の状況
一	両眼の視力が $\circ \cdot$ 六以下に減じたもの	一
二	一眼の視力が $\circ \cdot$ 一以下に減じたもの	二
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	三
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が 10° 度以内のもの	四

- 五 両眼の調節機能及び聴覚機能に著しい障害を残すもの
六 一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九 脊柱の機能に障害を残すもの
十 一腕の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十一 一足の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十二 一足を三センチメートル以上短縮したもの
十三 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
十四 一腕の二指以上を失つたもの
十五 一腕のひとさし指を失つたもの
十六 一腕の三指以上の用を廃したもの
十七 ひとさし指をあわせ一腕の二指の用を廃したもの
十八 一腕のおや指の用を廃したもの
十九 一足の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二十 一足の五趾の用を廃したもの
二十一 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二十二 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考 別表第四の備考と同じ。

別表第六

組合員期間	日数	組合員期間	日数
一年六月以上 未満	一〇日	二年六月以上 未満	五〇日
一年六月以上 未満	二〇日	三年六月以上 未満	六〇日
二年六月以上 未満	三〇日	四年六月以上 未満	七〇日
二年六月以上 未満	四〇日	四年六月以上 未満	八〇日

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、京都府京北町弓削地区の地域給

に關する請願(第一一七三号)
一、長野県の地域給に關する請願
(第一一七四号)

一、新炭手当の立法化に關する請願
(第一一七五号)
一、未帰還公務員の恩給に關する請願

願(第一二〇四号)
一、厚生省未帰還調査部の定員増員
に關する請願(第一二〇七号)

一、岡山県に陸上自衛隊設置の請願
(第一二〇八号)

四年六月以上 未満	九〇日	十二年六月以上 未満	二七五日
五年六月以上 未満	一〇〇日	十三年六月以上 未満	二九〇日
五年六月以上 未満	一一〇日	十四年六月以上 未満	三〇五日
六年六月以上 未満	一二〇日	十四年六月以上 未満	三二〇日
六年六月以上 未満	一三〇日	十五年六月以上 未満	三三五日
七年六月以上 未満	一四〇日	十五年六月以上 未満	三五〇日
七年六月以上 未満	一五〇日	十六年六月以上 未満	三六五日
八年六月以上 未満	一六〇日	十六年六月以上 未満	三八〇日
八年六月以上 未満	一七〇日	十七年六月以上 未満	三九五日
九年六月以上 未満	一八〇日	十七年六月以上 未満	四一〇日
十年六月以上 未満	一九〇日	十八年六月以上 未満	四二五日
十年六月以上 未満	二〇〇日	十八年六月以上 未満	四四〇日
十一年六月以上 未満	二一五日	十九年六月以上 未満	四五五日
十一年六月以上 未満	二二〇日	十九年六月以上 未満	四七〇日
十二年六月以上 未満	二四五日	二十年六月以上 未満	四八五日
十二年六月以上 未満	二六〇日		

第一一七三号 昭和三十一年四月五日受理

京都府京北町弓削地区の地域給に関する請願

請願者 京都府北桑田郡京北町 長 石浦逸治外七名

紹介議員 竹中 勝男君

京都府北桑田郡京北町弓削地区は京都府庁を距る北方三十九キロメートルの位置にあつて、東、北、西部の三方は山をもつて他地区と境を接し、交通は主としてバスにたよつてゐる。しかも主食の生産は別として、その他物資は総て他に依存せねばならぬ状態にありながら、往時から文化程度が高いために、京都方面から輸送しなければならぬ必需品は、自動車運賃のために高騰し、公務員の日常生活は著しく窮乏し、当村に勤務することを避ける傾向さえ見受けられる。この様な事情を考慮の上、早速に地域給二級地としての指定を實施されたいとの請願。

第一一七四号 昭和三十一年四月五日受理

長野県の地域給に関する請願

請願者 長野県議会議長 矢島 武治

紹介議員 羽生 三七君

長野県は行政、交通、文化、観光等の中心地である関係上物価指数をはじめ、その他の諸般の条件からみて、他の都道府県の類似的市町村の地域給が夫々三級地、二級地、又は一級地に指定されているにもかかわらず本県の各市町村には何等の考慮も払われてない実情であり誠に遺憾であるから、これらの矛盾を是正するため長野市外七市四町を三級地に大町市外四市を二級

地に郡町外二十七町十一村を一級地にそれぞれ引き上げられたいとの請願。

第一一七五号 昭和三十一年四月五日受理

新炭手当の立法化に関する請願

請願者 長野県議会議長 矢島 武治

紹介議員 羽生 三七君

寒冷地における生活の現況にかんがみ、石炭手当の支給を受けない寒冷地在勤の公務員の生計費増加を補てんするため、これらの職員に対し新炭手当を支給できるようすみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一二〇四号 昭和三十一年四月九日受理

未帰還公務員の恩給に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内 三ノ三東京都議政局内 東京都留守家族連盟 内 鶴岡実太郎外一名

紹介議員 重盛 壽治君

昭和二十八年八月に施行された改正恩給法附則第三十条第二項但書の規定により未帰還公務員の留守家族に対し普通恩給が支給されることになったのはまことに結構であるが、恩給法第五十八条の三第一項の若年停止に関する規定の適用を受けるためきわめて少数の家族のみに限られ事実上有名無実となつてゐるから、未帰還公務員のおかれたいる特別の事態にかんがみ、その留守家族に対し支給される普通恩給については若年停止に関する規定を適用せぬより、また、その遺族に対する公務扶助料についても未帰還公務員の死亡した日の属する月の翌月から支給され

るよう恩給法を改正せられたいとの請願。

第一二〇七号 昭和三十一年四月九日受理

厚生省未帰還調査部の定員増員に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内 三ノ三東京都議政局内 東京都留守家族連盟 内 鶴岡実太郎外一名

紹介議員 重盛 壽治君

厚生省未帰還調査部の職員は昭和三十一年度とその定員の四割に達する五百二名が減員される予定であり、昭和三十三年度には更にその六割の人員減が見越されてゐるが、現在の定員が維持されても未帰還者の調査を基本的に完了するにはなお八年から十年を要するものと考えられるから、すみやかに厚生省の定員を改正し、未帰還者留守家族等援護法施行期間中に未帰還者の消息調査を完了するに必要な調査人員を確保せられたいとの請願。

第一二〇八号 昭和三十一年四月九日受理

岡山県に陸上自衛隊設置の請願

請願者 岡山県議会議長 浅越 和夫

紹介議員 島村 軍次君

岡山県は、大阪、広島、京都の中央に位して山陽道における要衝であり、四国の門戸である高松への唯一の連絡路として四国方面に対する日本最要の地にあたり、又鳥取方面、松江方面及び山陰方面への交通の要衝の地であるばかりでなく又南部の広大な平地と中国山麓の東西両平原は演習地としての好

地形を備え、さらに弾薬貯蔵のための優秀な營造物を具備しており、農林物資の豊富さとともに自衛隊設置にも非常な好条件を有してゐる。このような事情により岡山県は自衛隊の配置駐屯の最も必要な土地であると同時に最も適した所であるから陸上自衛隊普通科部隊の配置駐屯が実現するよう措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十一年四月二十日印刷

昭和三十一年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局